業　務　概　況

令和５年 版

国　土　交　通　省

九州運輸局　熊本運輸支局

目　　次

Ⅰ　熊本県の概況
　１．熊本県の主要交通網の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２．熊本県の主要な交通施設の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　３．熊本県の観光の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

Ⅱ　管内の業務別概況
　１．企画関係業務の概況
　（１）交通施策の推進状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　（２）海事産業次世代人材育成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　２．旅客輸送関係業務の概況
　（１）旅客自動車運送事業
　①乗合バス輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　②貸切バス輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　③タクシー輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　（２）自家用有償旅客運送の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　（３）旅客船輸送の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　３．物流関係業務の概況
　（１）貨物自動車輸送の概況
　①トラック輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　②霊柩自動車運送事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　③熊本市内での共同集配事業の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　④大型貨物自動車（ダンプカー）の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　（２）内航海運業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　（３）港湾運送事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　（４）倉庫業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　４．その他輸送関係事業の概況
　（１）レンタカー事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　（２）自動車運転代行業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　５．自動車登録の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　６．自動車整備事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　７．造船事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　８．船舶登録の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　９．船舶検査の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　１０．船員関係業務の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
　１１．運航労務監理業務の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
　１２．外国船舶監督業務の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　１３．独立行政法人自動車技術総合機構の概況　・・・・・・・・・・・・・・３９

Ⅲ　熊本運輸支局の組織・沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

Ⅳ　運輸関係法人・団体等
　１．関係法人・団体等一覧表（本庁舎－陸運関係）　・・・・・・・・・・・・４３
　２．関係法人・団体等一覧表（三角庁舎－海運関係）　・・・・・・・・・・・４４

Ⅰ　熊本県の概況

1. 熊本県の主要交通網の概況

県内の鉄道交通網は、JR九州の鉄道が東西南北に向かって延び、県内の民鉄3社及び熊本市電が主要地点でJR駅と結節している。

平成28年4月に発生した「熊本地震」により、JR豊肥線の肥後大津～阿蘇間が不通となっていたが、令和2年8月8日に復旧再開した。南阿蘇鉄道においては立野～中松間が不通となっていたが、令和5年7月15日に全線での運行が再開された。

また、「令和2年7月豪雨」では、JR肥薩線（八代～人吉）・肥薩おれんじ鉄道（八代～出水）・くま川鉄道（全線）が不通となった。肥薩おれんじ鉄道は令和2年11月1日に復旧再開し、くま川鉄道については、令和3年11月28日に肥後西村駅～湯前駅間について運転を再開したが、肥後西村駅～人吉温泉駅については未だ不通であり、令和7年度中の全線運行を目指している。JR肥薩線については、全線で不通の状態が続いており、復旧後の肥薩線の在り方などについて「JR肥薩線検討会議」において検討が行われている。

熊本市交通局が運行している路面電車については、健軍町から辛島町で分岐して熊本駅方面と上熊本駅方面へ運行しており、軌道系交通機関の結節状況は、JR九州熊本駅・新水前寺駅で熊本市電が結節し、JR九州上熊本駅では熊本市電・熊本電気鉄道が結節している。運営形態について令和7年4月からの上下分離方式の導入を目指しており、「自衛隊ルート（健軍町電停から市民病院前）」の延伸についても検討が行われている。

バス路線については、熊本市の熊本桜町バスターミナルを起点として、県内事業者5社の路線網が放射状に張り巡らされている。5社は、熊本市中心市街地と周辺の4区間で、重複運行の最適化等を内容とする「熊本地域乗合バス事業共同経営計画」を策定し、令和3年3月19日、全国で初の認可。令和3年4月1日から計画に基づく共同経営を実施している。高速道路を利用した都市間長距離高速バスは、平成11年3月の福岡都市高速道路と九州縦貫道との直結や、益城熊本空港インターの開設により、一段と利便性が向上した。現在、県内の阿蘇方面や天草方面、福岡県をはじめとする九州各県などを結ぶ広域的かつ重要な交通手段となっている。

熊本港においては、平成24年10月にガントリークレーンの設置により熊本都市圏の物流機能の強化が図られ、平成25年8月には水深7．5mバースの延長によりクルーズ船の係留が可能となった。また、八代港においても平成25年6月には水深14m岸壁1バースが整備され、平成27年には16万トンの大型クルーズ船が入港することとなったが、平成29年7月に国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、令和2年3月に新たに22万トン級の大型クルーズ船が接岸できるよう官民連携により整備された「くまモンポート八代」は、令和5年9月にロイヤルカリビアングループの「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」の寄港を機に長いコロナ禍を経て正式なお披露目となった。

県内の国際クルーズ船の入港回数については、平成30年は39回、令和元年は22回となっており、令和2年から令和3年までは新型コロナウイルス感染拡大の影響により入港は無かった。令和4年11月に新型コロナウィルス水際対策の緩和措置を受け、国際クルーズ船の受入れが再開されたことにより、令和4年に4回、令和5年に15回と入港回数は増加傾向にある。

熊本空港においては震災からの復興の加速化や、民間のノウハウを活かした利用促進・サービス向上を図るため、空港の運営を民間に委託することとなり、令和2年4月から、熊本国際空港㈱が運営を開始。令和5年3月23日には新旅客ターミナルビルが開業した。また、熊本市中心部へのアクセス改善のため、空港アクセス鉄道の整備が検討されている。

●熊本県の概況
- ○14市9郡（23町8村）
- ○熊本県の人口（熊本県HPより）
  - 人口のピーク　昭和30年　189万人
  - R5.12.1現在　1,706,741 人
  - （県下主要都市の人口）
  - 熊本市　738,098人
  - 八代市　119,288人
- ○県土の約6割が森林
- ○昭和と平成の「名水百選」に全国最多の8カ所選定
  - ・昭和の名水百選（菊池水源（菊池市）、白川水源（南阿蘇村）、轟水源（宇土市）、池山水源（産山村））
  - ・平成の名水百選（水前寺江津湖湧水群（熊本市）、金峰山湧水群（熊本市及び玉名市）、六嘉湧水群・浮島（嘉島町）、南阿蘇村湧水群（南阿蘇村）
- ○熊本市の上水道はほぼ100%地下水
  人口50万人以上の都市で唯一
  県全体でも約8割が地下水を利用

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況

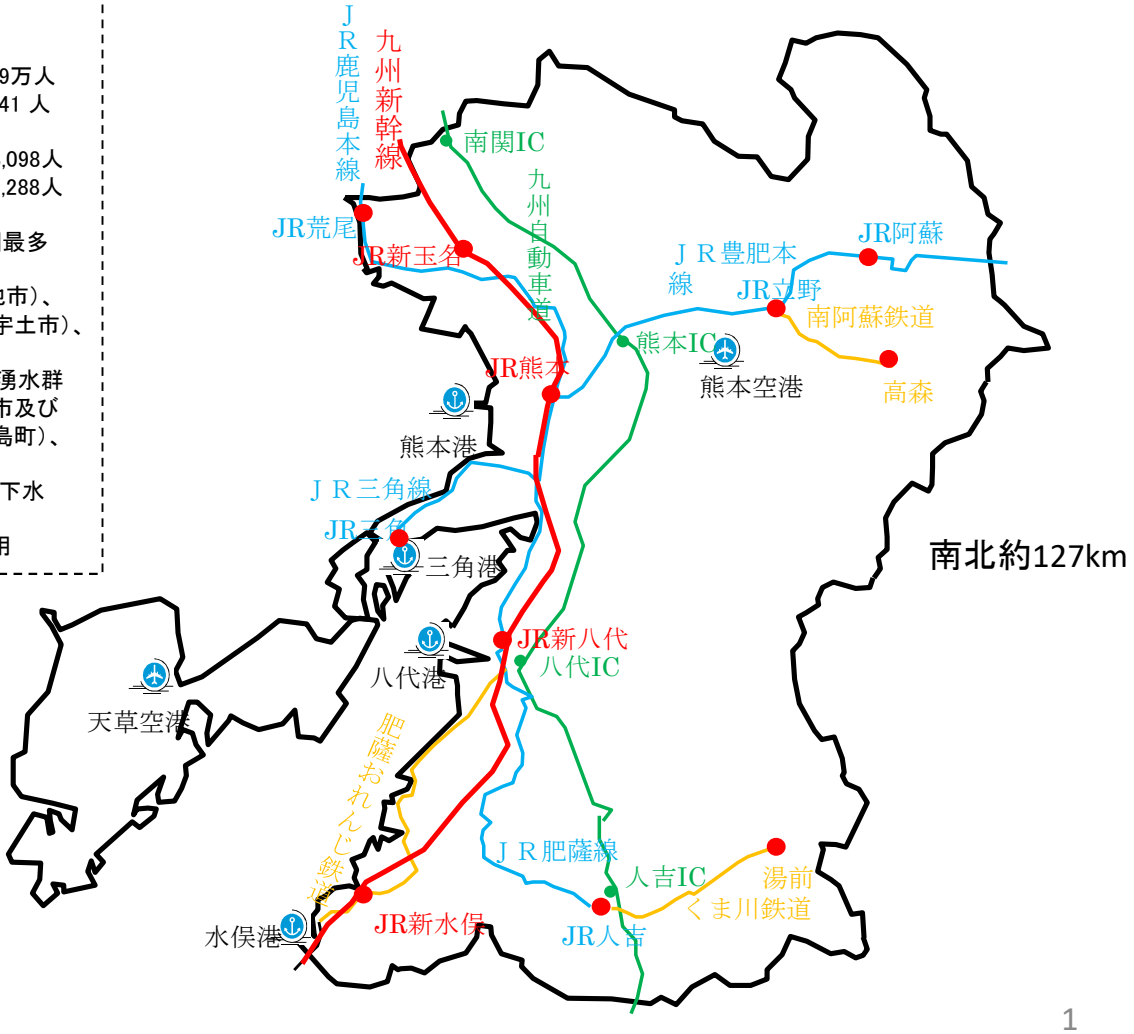

管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路

⑥苓北観光汽船
（Kizuna Ⅱ）
19GT

①熊本フェリー（オーシャンアロー）
1,687GT

②共同フェリー（フェリーごしょうら）
132GT

④シークルーズ（Vista Bonita）
19GT

⑤湯島商船
（昭和丸）19GT

③三和商船（第二天長丸）
577GT

番号	事業者名	航路名	備考
①	熊本フェリー(株)	熊本～島原	
②	共同フェリー(株)	棚底～三角 御所浦～本渡 御所浦～棚底・大道 本渡～御所浦	
③	三和商船(株)	蔵之元～牛深	
④	(株)シークルーズ	本渡～松島～三角	
⑤	(有)湯島商船	湯島～江樋戸	
⑥	苓北観光汽船(株)	天草～長崎	
⑦	有明海自動車航送船組合	多比良～長洲	長崎所管
⑧	九商フェリー(株)	島原～熊本	長崎所管
⑨	島原鉄道(株)	口之津～鬼池	長崎所管
⑩	天長フェリー(株)	天草～長島	鹿児島所管

2. 熊本県主要な交通施設の概況

（1）熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況

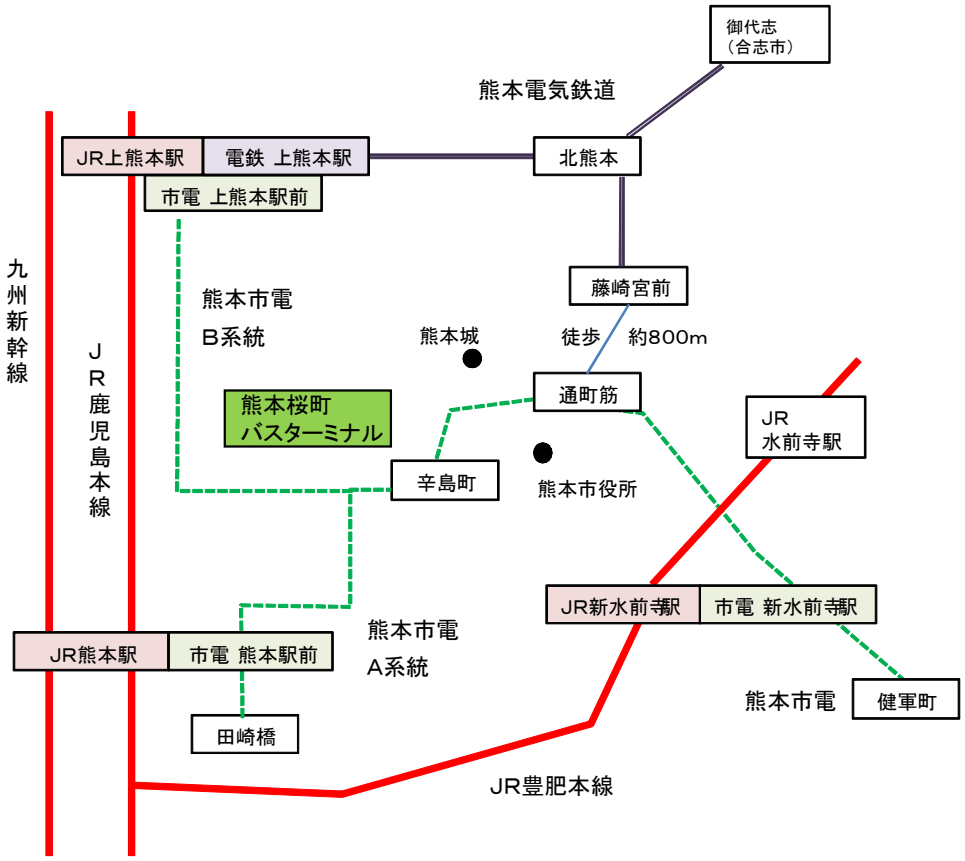

JR熊本駅周辺

JR上熊本駅周辺

JR新水前寺駅周辺

（2）自動車ターミナル（自動車ターミナル法関係）

①一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州産交ランドマーク㈱	熊本桜町バスターミナル	熊本市中央区桜町	許可年月日 開始年月日 施設面積 バース数 乗入会社数	昭４２．５．２３ 令１．９．１１ １４，７４６㎡ ２９ 県内５社、県外８社

②専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス㈱	本渡バスターミナル 松橋バスターミナル	本渡市南新町 宇城市松橋町松橋	４バース ４バース
熊本電気鉄道㈱	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	２バース
合計	３ターミナル		１０バース

③一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路ターミナル㈱	熊本トラックターミナル	熊本市東区小山	免許年月日 開始年月日 境域面積 バース数	昭５０．８．２１ 昭５１．６．２４ ７７，７４２㎡ ５４

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。
阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組み「阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト」も行われている。

また、魅力的な観光地域づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われており、熊本県においては、株式会社くまもとDMC、DMOやつしろ等が観光庁の登録法人となり、観光地域づくりを行っている。

令和2年、新型コロナウイルス感染症の影響により県内でも訪れる観光客は激減。令和3年以降も厳しい状況が続いていたが、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行したことから、令和5年は日本人の国内旅行、訪日外国人旅行ともに大きく回復し、県内の宿泊者の状況においても、ほぼ令和元年の数字まで回復している。また、7月の南阿蘇鉄道の全線再開、9月の山都町の「通潤橋」国宝指定、12月の熊本地震で被災した阿蘇神社の楼門（国の重要文化財指定）の復旧工事終了など、県内観光にとっては明るいニュースが続いた1年となった。

熊本空港の旅客数についても、令和5年度は4年ぶりに300万人を超え、320万人に達する見通し。国内線の回復に加え、国際線がソウル便や香港便の再開、そして台湾の半導体受託製造世界最大手、台湾のTSMCが新工場を菊陽町に建設（令和6年2月には第2工場の県内建設も発表）することなどから、台北便の開設が行われたことも、旅客数の増加に寄与している。

令和5年の熊本県の延べ宿泊者数は、8，060，850人泊で全国第19位、九州で第2位。
外国人延べ宿泊者数は、857，290人泊で全国第17位、九州で第3位であった。

（1）県内の宿泊者の状況　（観光庁宿泊旅行統計調査　※令和5年は速報値）

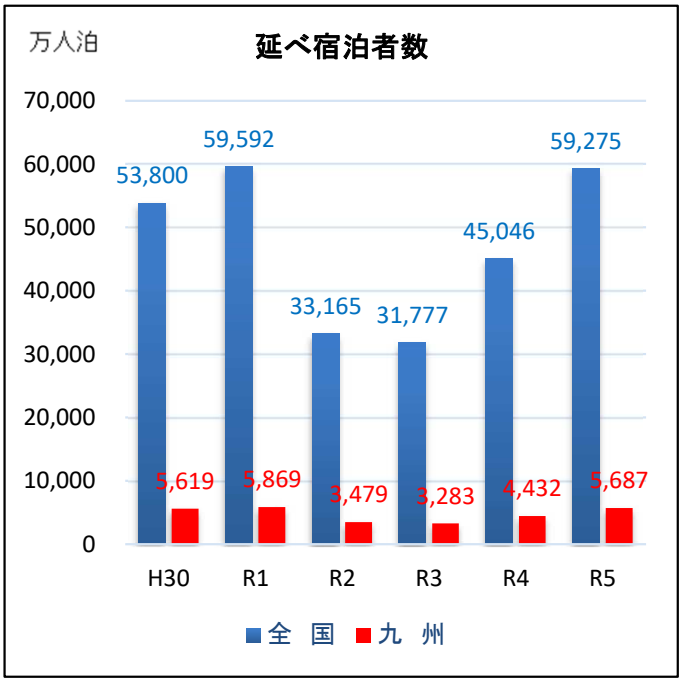

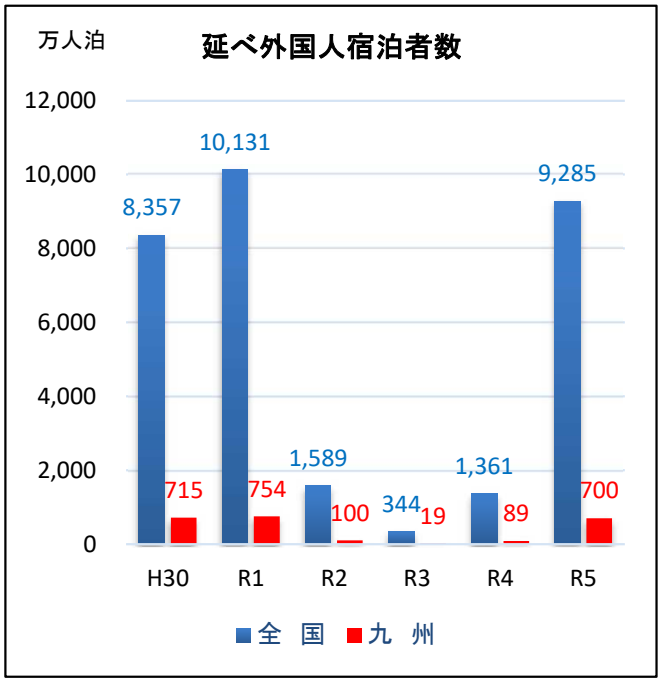

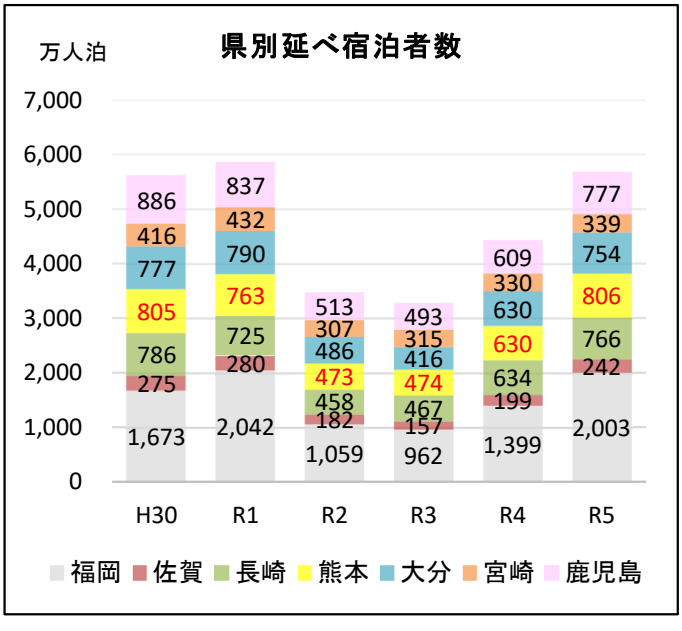

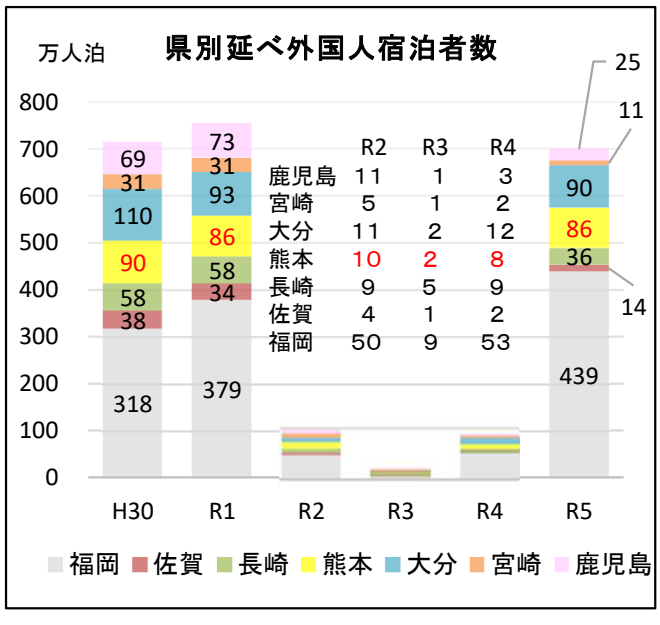

令和5年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(観光庁宿泊旅行統計調査　速報値)

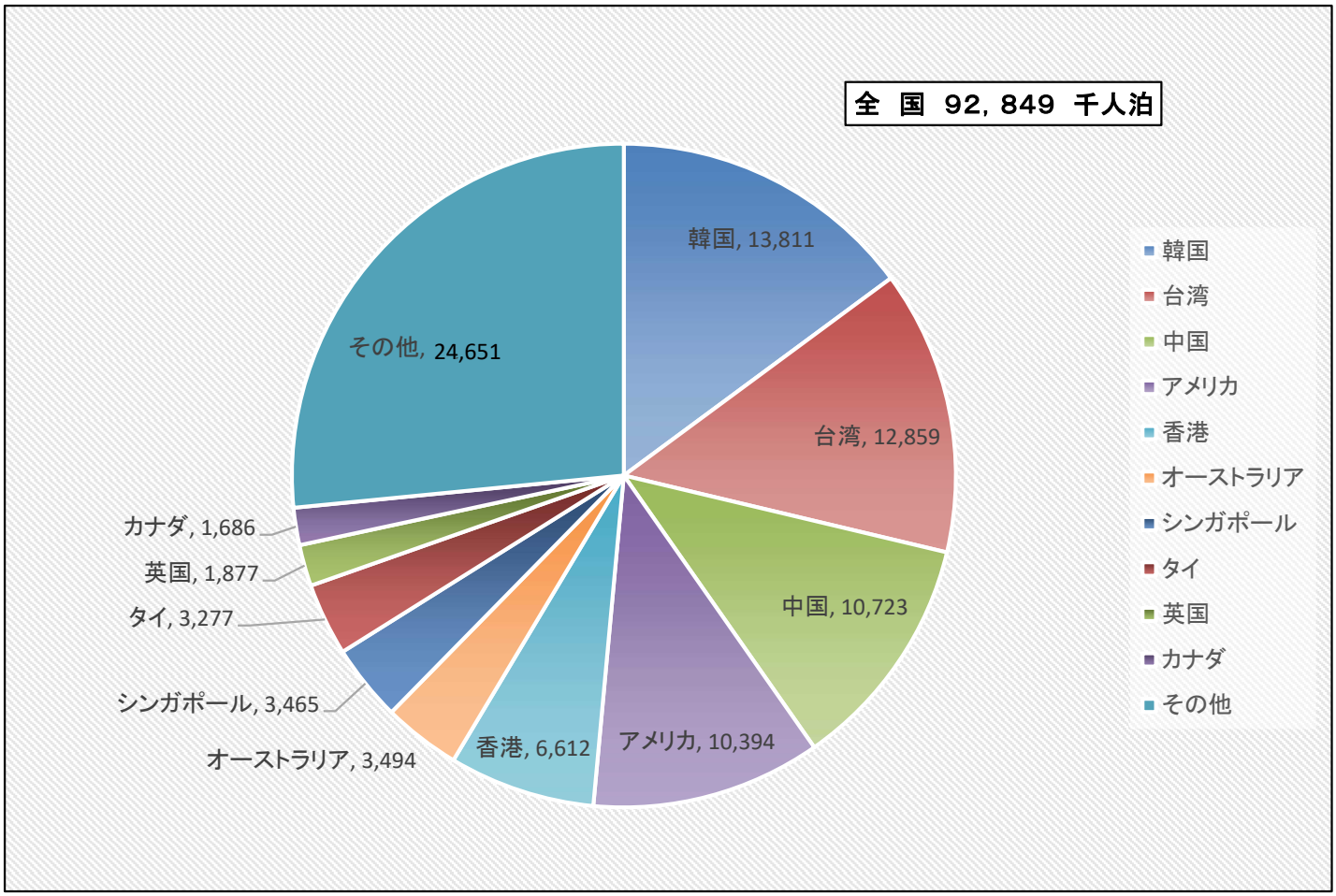

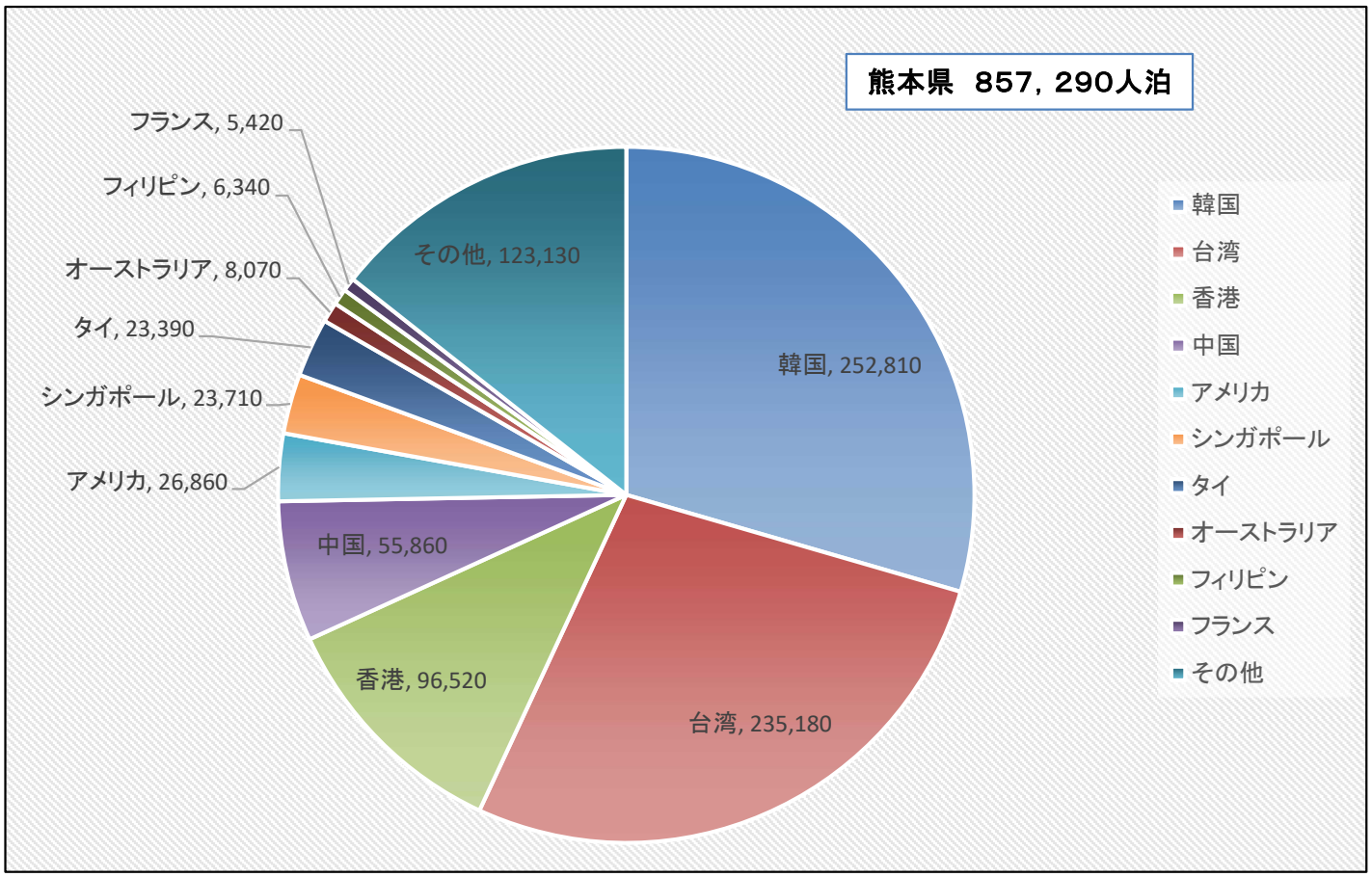

Ⅱ　管内の業務別概況

1. 企画関係業務の概況

1.地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- 近年における少子高齢化の進展や自家用車の普及等により、地域公共交通の維持に困難が生じていること等を踏まえ、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保等を行うため、地方公共団体が主体となって、地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に「地域公共交通活性化再生法」が制定された。
- その後の社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現を目指すべく、平成26年、令和2年と法改正が行われて来たが、令和５年、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるため、法改正が行われた。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成19年制定
- ✓ **地域公共交通活性化再生法を制定**し**市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置**
- ✓ **「地域公共交通総合連携計画」の策定**を通じて地域公共交通の確保・維持等の取組を促進する制度を整備

平成26年改正
- ✓ ①**まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）**し、②**面的な公共交通ネットワークの再構築**を図るため、**「地域公共交通網形成計画」**を法定計画として規定
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、法律・予算の特例措置を適用し、計画の実現を後押しする制度を整備

令和２年改正
- ✓ 地域公共交通網形成計画を**「地域公共交通計画」**と改め、**地方公共団体の作成を努力義務**として規定
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、更に地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を促進

令和５年改正
- ✓ 地域の関係者の**連携と協働**の促進
- ✓ **ローカル鉄道の再構築**に関する仕組みの創設・拡充
- ✓ **バス・タクシー等地域交通の再構築**に関する仕組みの拡充

令和５年法改正の背景・必要性について

○ローカル鉄道・路線バスなどの**地域公共交通**は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、**引き続き、多くの事業者が厳しい状況**。加えて、新型コロナの影響により、**一気に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況**。

○こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する**「交通DX」**、車両電動化や再エネ地産地消など**「交通GX」**、①**官民**共創、②**交通事業者間**共創、③**他分野**共創の**「３つの共創」**、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」**（再構築）を進める。

○これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「地域生活圏の構築」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。

交通DX

自動運転
地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援

▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS
交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進

交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化
車両電動化と効率的な運行管理・エネルギーマネジメント等の導入を一体的に推進

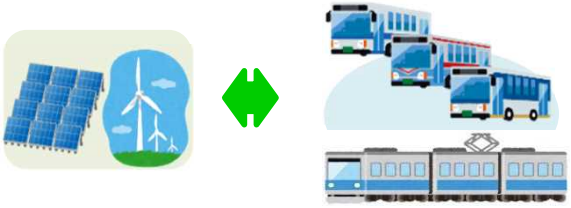

３つの共創

官民の共創
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通事業者間の共創
複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開

他分野を含めた共創
地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現

2.管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等（令和6年4月）

市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画 策定状況	計画期間
熊本県	－	熊本県地域公共交通協議会	○	R3.4～R8.3
熊本市	熊本市地域公共交通会議	熊本市公共交通協議会	○	H28.4～R8.3
八代市	八代市地域公共交通会議		○	R2.10～R7.9
人吉市	人吉市地域公共交通会議	人吉市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
荒尾市	荒尾市地域公共交通活性化協議会		○	R5.4～R10.3
水俣市	水俣市地域公共交通会議		○ ※網計画	R2.4～R7.3
玉名市	玉名市地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
山鹿市	山鹿市地域公共交通活性化協議会		○	R6.4～R11.3
菊池市	菊池市地域公共交通会議	－	－	－
宇土市	宇土市地域公共交通会議	宇土市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
上天草市	上天草市地域公共交通会議	上天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
宇城市	宇城市地域公共交通活性化協議会		○ ※網計画	H31.4～R7.3
阿蘇市	阿蘇市地域公共交通会議	－	－	－
天草市	天草市地域公共交通会議	天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
合志市	合志市地域公共交通協議会		○	R6.4～R11.3
玉東町	－	－	－	－
南関町	南関町地域公共交通協議会		○	R5.4～R10.3
長洲町	長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会		○	R6.4～R11.3
和水町	和水町地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
大津町	大津町地域公共交通会議		○	R4.9～R9.3
菊陽町	菊陽町地域公共交通会議		策定中	－
南小国町	小国郷地域公共交通会議		策定中	－
小国町	小国郷地域公共交通会議		策定中	－
産山村	産山村地域公共交通会議	－	－	－
高森町	高森町地域公共交通会議	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4～R15.3
西原村	－	－	－	－
南阿蘇村	南阿蘇村公共交通連携協議会	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4～R15.3
御船町	御船町地域公共交通活性化協議会		○	R4.7～R9.3
嘉島町	嘉島町地域公共交通会議	熊本市公共交通協議会	○	H28.4～R8.3
益城町	益城町地域公共交通会議		○	R3.4～R8.3
甲佐町	甲佐町地域公共交通会議	－	－	－
山都町	山都町地域公共交通会議	山都町地域公共交通活性化協議会	○	R6.4～R11.3
美里町	美里町地域公共交通活性化協議会		－	－
氷川町	－	－	－	－
芦北町	芦北町地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
津奈木町	津奈木町地域公共交通会議		策定中	－
錦町	錦町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
多良木町	多良木町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
湯前町	－	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
水上村	水上村地域公共交通対策協議会	水上村地域公共交通対策協議会	－	－
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
相良村	相良村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
五木村	－	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
山江村	山江村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
球磨村	球磨村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
あさぎり町	あさぎり町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
苓北町	苓北町地域公共交通会議	－	－	－

3.管内の地域公共交通計画の策定状況（令和6年4月）

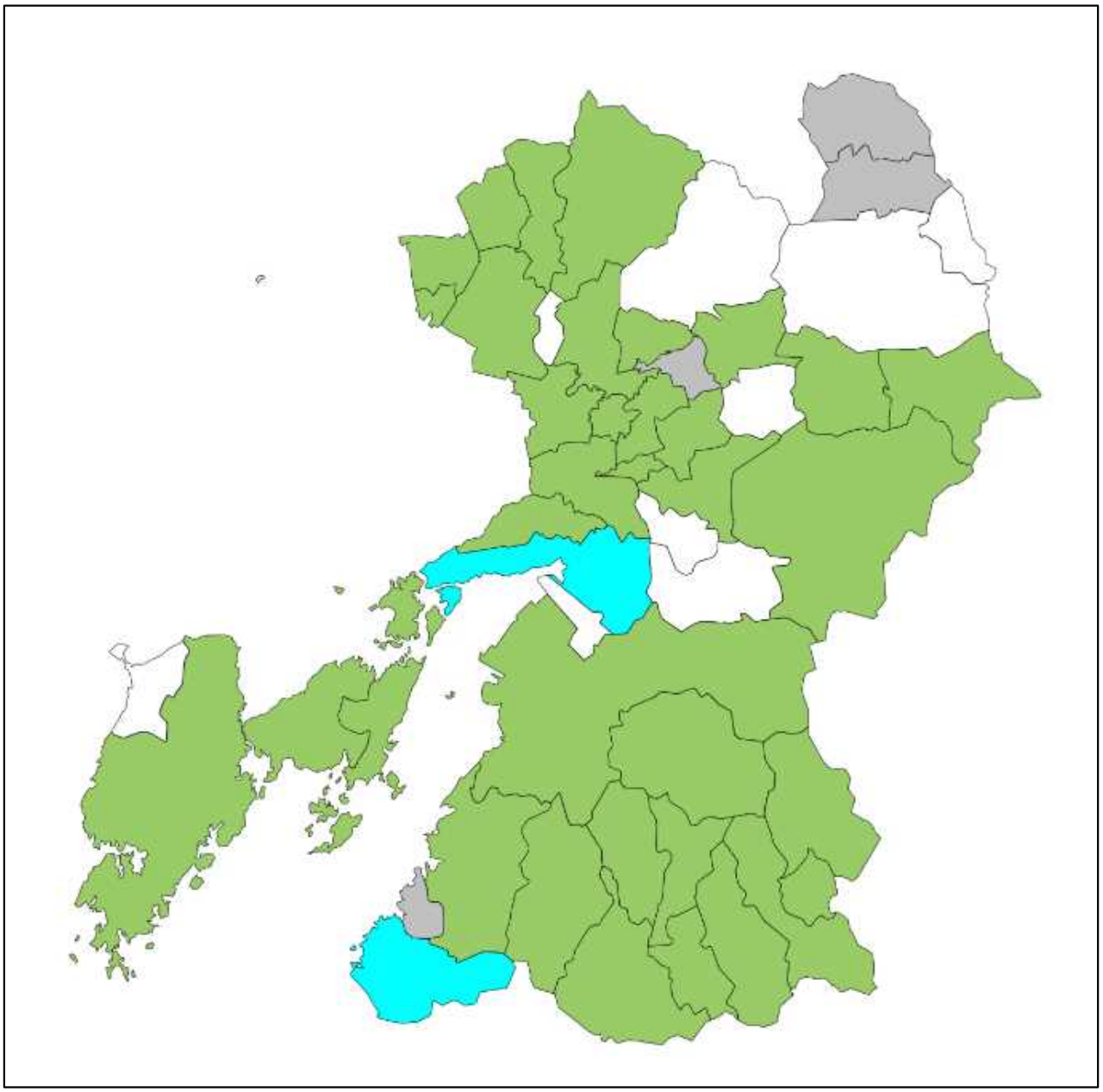

地域公共交通計画策定自治体

自治体数（県含む）	策定自治体（青・水色）	策定中（灰色）
46	33	4

・・・地域公共交通計画策定済み

・・・地域公共交通網形成計画策定済み

・・・地域公共交通計画策定中

・・・計画なし（策定中除く）

- 令和2年の地域公共交通活性化再生法改正により、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務化

- 複数自治体による広域計画は以下のとおり
  - ○熊本地域公共交通計画（熊本市・嘉島町）
  - ○南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画
    （熊本県・高森町・南阿蘇村）
  - ○人吉・球磨地域公共交通計画
    （人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村
    相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）

（2）海事産業次世代人材育成事業の概況

海事産業（造船業、海運業、港湾荷役業など）は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。
令和5年度は、8月初旬・12月初旬に、熊本市小学校社会科研究会と熊本市内の小学校1校（児童7名・先生21名）を対象に、製紙工場、造船所、巡視船、船外機製造工場、コンテナターミナルの見学会と出前講座を実施した。

○造船所の見学、出前講座

起重機船の説明を聞く

実際の造船の現場を見学

「船の建造の流れ」
の出前講座

○船外機製造工場の見学

船外機の役割を聞く

船外機の仕組みを学ぶ

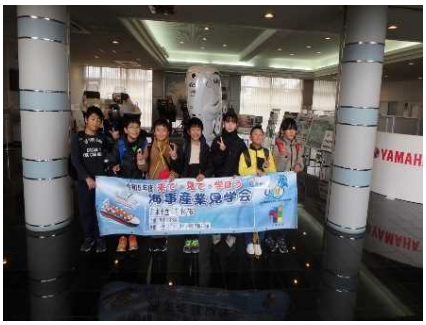

工場見学後の集合写真

○コンテナターミナルの見学

ターミナルの役割を学ぶ

荷役後の船舶の出港を見送る

リーファーコンテナを見学

○海上保安部との乗船体験

八代海上保安署「なつかぜ」に乗船

巡視船の計器類について説明

八代海上保安署の皆さんと
集合写真

2. 旅客輸送関係業務の概況

（1）旅客自動車運送事業の概況

①乗合バス輸送

乗合バスの輸送人員は自家用車の普及が進む中で長期的に減少しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、熊本県においては昭和44年度の約1億1，923万人をピークに令和3年度は約2，377万人とピーク時の約20%以下まで落ち込んでいるが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきたことから、輸送人員は令和3年度と比較して約268万人増加している。

こうした状況を踏まえ、県内の各バス事業者は輸送人員の減少に歯止めをかけるべく、リアルタイムでバスの運行状況が確認出来る「バスきたくまさん」の運用開始や運行系統のナンバリング化、1日限定の県内路線バス等の「無料運行」を実施するなど訪日外国人を含めた旅行者や普段から路線バスを利用される地元住民に対して地域の公共交通がより利用しやすいように取り組むとともに、感染症拡大防止対策設備の積極的な導入や運行時の車内換気の実施などにより、利用者が乗合バスを安全・安心に利用できる環境の整備にも取り組んでいる。

また、熊本県内では国の成長戦略実行計画において、乗合バス事業の共同経営等について独占禁止法の適用除外とするための特別措置を提出する旨の明記がなされたことを受け、県内バス事業者5社による「熊本におけるバス交通のあり方検討会」を発足させた。その後、令和2年4月には「共同経営準備室」を設置し、事業者間の垣根を越えて路線再編等に取り組み、令和3年3月に熊本市都市圏における乗合バス同士の重複区間の解消等を対象とした「共同経営計画（第1版）」が、全国で初めて認可され、複数の乗合事業者が重複して運行していた代表4区間（旧3号線方面、川尻市道方面、産業道路・国体道路方面・旧57号線方面）について、運行会社の1本化や事業者間でダイヤ調整を行うなど運行の効率化を図る取組を進めている。

そうした取組を実施しているところではあるが、少子高齢化・人口流出の加速による利用者数の減少やバス事業者の乗務員不足も相まって、やむを得ず路線からの撤退や減便が起きているところであり、乗合バスが撤退した地区では移動手段の確保が大きな課題となっている。 関係自治体・事業者等では、既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、県内各自治体において地域公共交通会議が設立され、それぞれの地域のニーズにあった交通体系を構築すべく協議が行われており、「コミニティバス」や「乗合タクシー」を導入し、総合的で複合的な交通体系の構築している。

○一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年度別	事業者数	車両数		認可キロ		走行キロ		輸送人員		営業収入	
		（両）	指数	（キロ）	指数	（千キロ）	指数	（千人）	指数	（千円）	指数
55	6	1，111	100．0	4，403．4	100．0	57，552	100．0	98，852	100．0	15，229，335	100．0
平2	6	1，075	96．8	4，047．7	91．9	59，713	103．8	65，047	65．8	15，973，379	104．9
7	9	938	84．4	5，781．6	131．3	54，125	94．0	56，996	57．7	14，512，512	95．3
12	8	860	77．4	4，929．7	112．0	48，232	83．8	48，132	48．7	11，837，801	77．7
17	6	881	79．3	5，342．8	121．3	49，517	86．0	39，644	40．1	9，928，380	65．2
24	7	1，052	94．7	6，266．2	142．3	55，058	95．7	36，536	37．0	9，455，012	62．1
25	7	1，038	93．4	6，200．1	140．8	55，703	96．8	36，198	36．6	9，582，112	62．9
26	7	1，032	92．9	6，109．3	138．7	53，227	92．5	31，680	32．0	9，664，578	63．5
27	6	1，024	92．2	5，944．2	135．0	47，604	82．7	32，101	32．5	9，413，700	61．8
28	6	991	89．2	5，993．3	136．1	48，692	84．6	28，720	29．1	8，513，549	55．9
29	6	980	88．2	5，997．6	136．2	47，303	82．2	29，575	29．9	8，947，469	58．8
30	6	969	87．2	6，020．2	136．7	46，318	80．5	29，239	29．6	8，872，099	58．3
令1	6	949	85．4	5，833．2	132．5	44，849	77．9	28，785	29．1	8，726，632	57．3
令2	6	917	82．5	5，758．3	130．8	37，799	65．7	19，883	20．1	5，035，604	33．1
令3	6	914	82．3	5，634．3	128．0	36，714	63．8	21，079	21．3	5，658，806	37．2
令4	6	904	81．4	5，609．4	127．4	37，709	65．5	23，767	24．0	6，934，772	45．5

（注） 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

（注） 平成19年度から平成20年度は廃止代替を含む。

（注） 平成21年度から許可基準を充足した路線定期運行事業者のみの実績とする。

令和４年３月現在

事業者別　輸送人員	（単位名：千人）
九州産交バス	9, 328
産交バス	2, 769
都市バス	6, 162
熊本電気鉄道	3, 204
熊本バス	2, 273
神園交通	31
合　　計	23, 767

事業者別　車両数	（単位名：両）
九州産交バス	273
産交バス	308
都市バス	154
熊本電気鉄道	78
熊本バス	85
神園交通	6
合　　計	904

事業者別　輸送人員

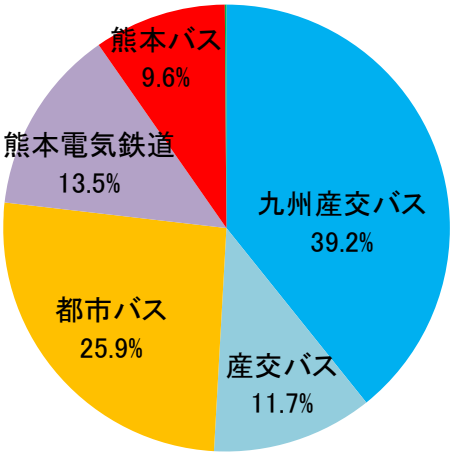

事業者別　車両数

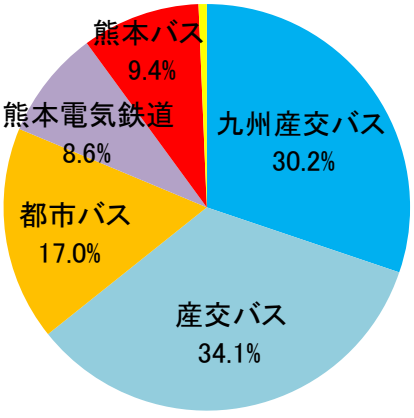

○バスサービス利用促進状況

令和３年３月現在

乗車券共通化	共通定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の共通化　（昭和５６年　９月）
	乗り継ぎ定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の乗り継ぎ　（昭和６１年１２月）
		熊本電鉄 熊本バス	他社バスとの乗り継ぎ　（平成　４年１０月）
		九州産交 熊本電鉄	他社バスとの乗り継ぎ　（平成　８年　６月）
		九州産交	他社バスとの乗り継ぎ　（平成１６年　６月） （区間限定）
		熊本都市バス	熊本市営及び熊本市営からの移譲路線運行バス会社との乗り継ぎ　（平成２１年　４月）
各種乗車券			・持参人式定期券　・企業定期券 ・端数定期券（通学のみ）　・環境定期券 ・片道定期券　・観光施設セット乗車券 ・通学定期券　・１日乗車券 ・キッズパス（期間限定）　・高齢者用割引定期 ・昼間割引定期　・駅からパス
案内充実			・交通センター内の行き先方面別乗り場整備 ・バス方向幕の統一 ・サービスセンターの設置 ・路線案内図の設置 ・液晶式運賃表示器の設置 ・停留所の電照化 ・バスロケーションシステム ・運行系統ナンバリングの運用
利用促進策			・フリーバス制度の実施 ・リフト付き超低床バスの導入 ・ノンステップバスの導入 ・バス停施設の改善 ・サイクルアンドバスライド駐車場の新設 ・公共交通利用促進キャンペーン強化 ・地域版バスガイドマップ作成 ・高齢者免許証返納割引 ・パークアンドバスライド

②貸切バス輸送

貸切バス事業は、レジャー・研修・旅行等の利用者ニーズの多様化、クルーズ船の就航回数の増加などを背景に順調に推移してきたが、近年の景気低迷による需要の小口化・近距離化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光ツアーや修学旅行が中止となり、また、クルーズ船の就航受付も停止されるなどの影響を受け、令和4年度の輸送人員は令和元年度と比べて約80%まで減少している。そのような状況下において、学校や自治体との契約によるスクールバスの運行などは稼働をしており、厳しい局面にある貸切バス事業を下支えしている。

近年の貸切バス業界は、平成12年12月に実施された規制緩和により、新規参入が容易になり、レンタカー事業者や観光旅館・ホテル経営者、タクシー事業者等からの参入が相次ぎ、事業者間の競争も激化していたが、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化、交替運転者の配置基準の設定など10項目を取りまとめて実施し安全に係る規制の強化を行った。なお、高速ツアーバスについては、平成25年に新高速乗合バスへ移行した。

平成26年4月からは、安全コストが反映された時間・キロ併用制運賃を基本とする貸切バスの新運賃・料金制度が開始され、県内の全ての事業者が新運賃・料金制度に移行した。

平成28年1月15日に長野県軽井沢町にて発生したスキーバス事故で多くの死傷者を出す悲惨な事故があったことから、二度と同様の事故が惹起されることがないよう、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく再発防止策について、法令・通達の改正等の必要な手続きを行った上で順次実施している。

また、平成31年3月に事業者と旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する法令・通達等が制定され、過大な手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている運送取引についての道路運送法上の取り扱いが示されたところである。

○一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年度別	事業者数	車両数		走行キロ		輸送人員		営業収入		キロ当り収入
		（両）	指数	（千キロ）	指数	（千人）	指数	（千円）	指数	（円）
55	10	317	100.0	12,487	100.0	3,342	100.0	4,772,952	100.0	382.2
平2	21	439	138.5	22,909	183.5	5,059	151.4	7,216,245	151.2	315.0
7	29	539	170.0	24,710	197.9	6,052	181.1	7,097,618	148.7	287.2
12	42	559	176.3	24,078	192.8	5,115	153.1	5,399,031	113.1	224.2
17	54	658	207.6	25,812	206.7	5,620	168.2	5,004,175	104.8	193.9
26	66	613	193.4	21,509	172.3	3,576	107.0	5,213,274	109.2	242.4
27	62	616	194.3	16,732	134.0	3,117	93.3	5,375,053	112.6	321.2
28	60	630	198.7	14,768	118.3	2,802	83.8	5,124,966	107.4	347.0
29	58	671	211.7	15,197	121.7	2,880	86.2	5,575,354	116.8	366.9
30	57	670	211.4	15,217	121.9	2,781	83.2	5,735,399	120.2	376.9
令1	56	632	199.4	11,652	93.3	2,549	76.3	4,656,887	97.6	399.7
2	56	613	193.4	4,624	37.0	1,399	41.9	2,397,408	50.2	518.5
3	54	605	190.9	6,106	48.9	1,699	50.8	2,998,599	62.8	491.1
4	54	598	188.6	8,237	66.0	2,059	61.6	4,014,734	84.1	487.4

（注１） 平成18年度までは事業者数には廃止代替専業者も含む。

（注２） 平成18年度までは貸切と廃止代替の合計を集計し、平成19年度からは廃止代替は除く。

（注３） 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

○事業者別　輸送人員　令和4年3月現在

事業者別　輸送人員	（単位名：千人）
九州産交バス	352
麻生交通	191
七城観光バス	148
熊本電気鉄道	115
その他	1,977
合　計	2,784

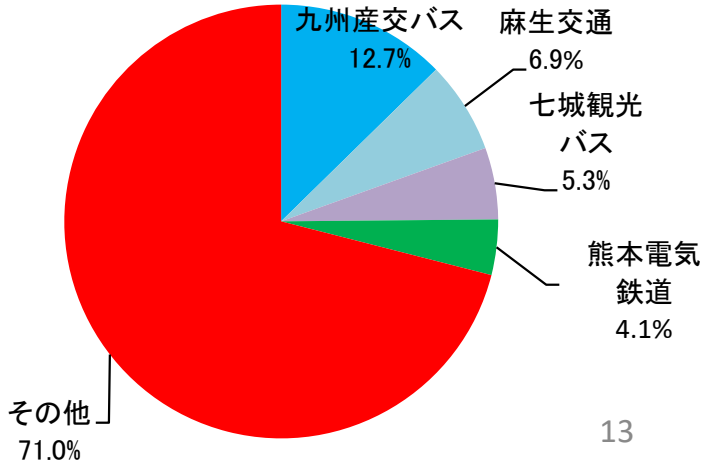

③タクシー輸送

県内のタクシー事業者は、法人が145社2892両、個人303両（令和3年度末）である。
各事業者の経営環境は、景気の低迷による利用者数の減少、新型コロナウイルスの影響、燃料費の高騰など運行コストの上昇によりきわめて厳しい状況にある。

平成21年10月、タクシーに関する諸問題解決のため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことにより、熊本交通圏及び八代交通圏が「特定地域」に指定された。

各交通圏では平成21年11月に特定地域協議会を設置し、協議を重ね「地域計画」が策定された。これを踏まえ、各事業者は順次「特定事業計画」の認定を受けた。

また、認定特定事業計画に基づき、各事業者による自主的な取組みとして減休車が実施されたことで供給輸送力が抑えられる一方、乗務員の利用者への接遇改善に係る指導教育の実施等による新規需要開拓が進められた結果、特に熊本交通圏においては、1車当たりの稼働が上昇するとともに日車営収の改善が図られてきた。

しかしながら、全国的には長引く不況の影響もあり、認定特定事業計画に基づく事業者の自主的な取組みに関して一定の効果はあったものの、十分なものではなかったことから、平成26年1月には特別措置法が改正され、熊本・八代両交通圏が新制度の「準特定地域」に指定され、その後平成27年6月に熊本交通圏は「特定地域」に指定されることになった。

なお、改正特別措置法では、供給輸送力が過剰であるおそれがある地域を「準特定地域」、供給輸送力が過剰となっている地域を「特定地域」と定義付けの上、程度の差はあるものの、参入抑制を図るとともに、「特定地域」、「準特定地域」のいずれにおいても、過度な競争の予防による適正運賃の確実な収受を目的として、従来の認可運賃制度に替えて公定幅運賃制度が導入されている。

まず、「準特定地域」では協議会において新規需要開拓を目的とした準特定地域計画を策定するとともに、各事業者では活性化事業計画を作成の上、新規需要開拓に取り組むことになっている反面、新規参入や増車等に関しては供給過剰にならないか審査の上、それぞれ許可または認可することになっている。

次に、「特定地域」では協議会において特定地域計画を策定し、国の認可を受けた上で、各事業者では事業者計画を作成し、地域計画と同様に国の認可を受けた上で、減車や営業方法の制限等による供給輸送力の削減に取り組むこととなっているため、新規参入や増車等に関しては禁止されている。

熊本交通圏においては、事業者計画による減車や営業方法の制限、活性化事業計画への各事業者の取組により、日車営収等の改善が見られたため、平成31年4月1日をもって特定地域の指定が解除されることとなった。

令和2年1月からは新型コロナウイルスの影響により各者業績が悪化し輸送実績が低迷しているが、令和3年8月に熊本ブロックにおいて運賃改定が行われたことで、今後の営業収入回復や運転手の待遇改善に繋がることが期待される。

県内の地方部、特に中山間地域においては、自家用自動車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の撤退が相次いでおり、その後の地域公共交通の確保が喫緊の課題となっている。 関係自治体・事業者等では、地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、その手段の一つとして、タクシー事業者の協力のもと、各地で乗合タクシーの運行が行われるようになっている。

また、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、ドアツードアの移動を提供する福祉タクシーのサービス拡充も図られており、これらの輸送に限定した事業においては、最低車両数等の許可基準が緩和されているため、新規事業者の参入も相次いでいる。

○タクシー事業における輸送実績の推移

	55	60	平2	13	25	26	27	28	29	30	令１	令２	令３	令４
事業者数	192	192	191	192	176	173	169	164	163	163	155	146	145	139
（個人）	(531)	(536)	(526)	(514)	(418)	(404)	(383)	(374)	(359)	(343)	(327)	(314)	(303)	284
車両数	4,550	4,557	4,534	4,388	3,739	3,704	3,647	3,531	3,525	3,393	3,311	3,255	3,195	3,085
延実働日車数	1,481	1,500	1,428	1,304	1,006	962	825	865	813	786	746	519	560	559
（千輌）	(100)	(101)	(96)	(88)	(68)	(65)	(56)	(58)	(55)	(53)	(50)	(35)	(38)	(38)
総走行粁	342,108	300,454	299,054	204,089	137,394	129,693	116,400	122,645	117,792	115,305	99,917	62,042	63,696	63,695
（千粁）	(100)	(88)	(87)	(60)	(40)	(38)	(34)	(36)	(34)	(34)	(29)	(18)	(19)	(19)
輸送人員	55,025	46,976	49,127	32,094	19,217	18,166	17,129	17,381	17,376	16,375	15,158	8,645	9,295	9,295
（千人）	(100)	(85)	(89)	(58)	(35)	(33)	(31)	(32)	(32)	(30)	(28)	(16)	(17)	(17)
営業収入	28,931	30,337	33,958	24,869	17,772	17,035	16,027	18,454	16,971	16,375	14,907	8,401	9,251	9,250
（百万円）	(100)	(105)	(117)	(86)	(61)	(59)	(55)	(64)	(59)	(57)	(52)	(29)	(32)	(32)

（注）１．事業者数欄の（　）数は１人１車制個人タクシー事業者を別書したもの。
２．他の（　）数は昭和５５年度を１００とした指数（小数点第一位を四捨五入）。
３．事業者数及び車両数は年度末現在数である（福祉輸送限定事業者及び特種車両を除く）。

○市群別タクシー事業者数・車両数及び一車当人口

令和５年３月３１日現在

市　郡　別		人口（千人）	事業者数	車両数（両）	一車当人口（人）
熊　本　県		1,708	154 (284)	3,085	554
市部	熊　本	736	42 (254)	1,766	417
	荒　尾	49	4	51	961
	山　鹿	47	6	59	797
	玉　名	62	3	57	1,088
	菊　池	45	4	39	1,154
	八　代	119	8	213	559
	宇　土	35	2	24	1,458
	水　俣	22	4	59	373
	人　吉	29	2	60	483
	天　草	71	18	137	518
	上天草	22	6	29	759
	宇　城	55	6	42	1,310
	合　志	63	3 (8)	53	1,189
	阿　蘇	24	3	28	857
市部合計		1,379	111 (262)	2,617	527
郡部	葦　北	18	2	11	1,636
	阿　蘇	32	6	40	800
	天　草	6	1	7	857
	上益城	81	9 (15)	152	533
	玉　名	37	6	41	902
	菊　池	79	7 (7)	140	564
	球　磨	47	8	56	839
	下益城	8	3	16	500
	八　代	10	1	5	2,000
郡部合計		318	43 (22)	468	679

(注)

１．事業者数欄の（　）数は、個人タクシー事業者を別書。

２．事業者数の熊本県は実数、市郡部別は他市郡に営業所を設置している場合重複計上。

３．福祉輸送限定事業者及び特種車両は除く。

４．人口は県ＨＰの公表数字による。（令和５年４月１日現在）

○福祉輸送限定車両保有事業者数

令和５年３月３１日現在

		事業者数	車両数(両)
熊　本　県		200	267
市部	熊　本	88	88
	荒　尾	7	10
	山　鹿	12	19
	玉　名	8	11
	菊　池	10	15
	八　代	11	24
	宇　城	6	11
	宇　土	6	7
	水　俣	7	10
	人　吉	4	8
	阿　蘇	3	6
	合　志	5	7
	天　草	9	10
	上天草	2	2
市部合計		178	228

		事業者数	車両数(両)
郡部	葦　北	4	7
	阿　蘇	1	2
	天　草	0	0
	上益城	2	11
	菊　池	7	11
	球　磨	6	6
	下益城	0	0
	玉　名	1	1
	八　代	1	1
郡部合計		22	39

（注）２００事業者中、福祉輸送限定事業者は１６４事業者。

○規模別事業者数

○規模別事業者数

令和５年３月３１日現在

当該事業用車両数規模別事業者数						
合　計	１人１車制個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上
429	284	61	58	17	7	2

従業員数規模別事業者数							
合　計	１人１車制個人タクシー	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上
429	284	52	56	18	14	5	0

資本金規模別事業者数								
合　計	１人１車制個人タクシー	法人						
		個人企業	500万円まで	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	１億円まで	１億円以上
429	284	5	87	43	7	3	0	0

（2）自家用有償旅客運送の概況

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところであるが、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また今後、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になると考えられる。

このため、こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正において、法律上の位置付けが明確化され、具体的には、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設された。

その後、令和2年11月の道路運送法改正により運送種類が二本化、運行管理や車両の整備管理について交通事業者（バス・タクシー事業者）が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設、福祉有償運送における旅客の範囲の明確化が図られた。

○自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移（H25年度～R1年度）

1．市町村運営有償運送

［交通空白輸送］

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送人員（人）	運送収入（千円）
H25	4	42	511,652	50,326	10,212
H26	4	46	638,854	52,845	9,872
H27	3	42	460,924	38,210	7,828
H28	3	41	434,310	29,641	6,248
H29	3	41	445,454	27,295	5,894
H30	3	43	444,285	28,566	6,040
R1	3	54	454,308	25,715	6,031

［市町村福祉輸送］

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送人員（人）	運送収入（千円）
H25	11	34	97,813	3,104	3,906
H26	10	31	92,501	2,846	3,548
H27	10	31	82,848	4,289	3,173
H28	10	33	88,928	4,029	3,401
H29	10	31	87,267	4,123	3,331
H30	10	34	82,584	3,866	5,933
R1	10	36	81,742	3,493	2,549

2．公共交通空白地有償運送（登録者なし）

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送回数（人）	運送収入（千円）
H25	0	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0

3．福祉有償運送

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送回数（人）	運送収入（千円）
H25	20	70	147,971	14,252	14,270
H26	21	80	175,930	16,532	16,838
H27	19	79	175,296	23,001	18,207
H28	19	83	212,511	13,596	18,303
H29	22	81	168,814	14,256	17,123
H30	20	75	162,917	12,527	16,497
R1	20	77	165,164	13,016	15,259

※各年度末現在

○自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移（R2年度～）※法改正後

1．交通空白地有償運送

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送人員（人）	運送収入（千円）
R2	4	66	561,739	48,186	8,546
R3	3	63	489,135	42,775	8,645
R4	5	66	468,611	44,134	7,880

2．福祉有償運送

年度	登録者数	車両数（両）	走行キロ（キロ）	輸送人員（人）	運送収入（千円）
R2	31	115	241,139	13,385	13,731
R3	31	118	284,343	19,463	16,969
R4	27	100	233,997	10,598	12,406

（3）旅客船輸送の概況

県内の旅客航路事業者は、令和4年度末現在、一般旅客定期航路事業者が6事業者10航路、旅客不定期航路事業者が16事業者19航路、合計22事業者（実事業者18）29航路である。
一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。 また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。
令和4年度は、令和3年度に比べると回復基調であり、コロナ禍前の実績に近づいている。

○旅客船事業数の推移

各年度末現在

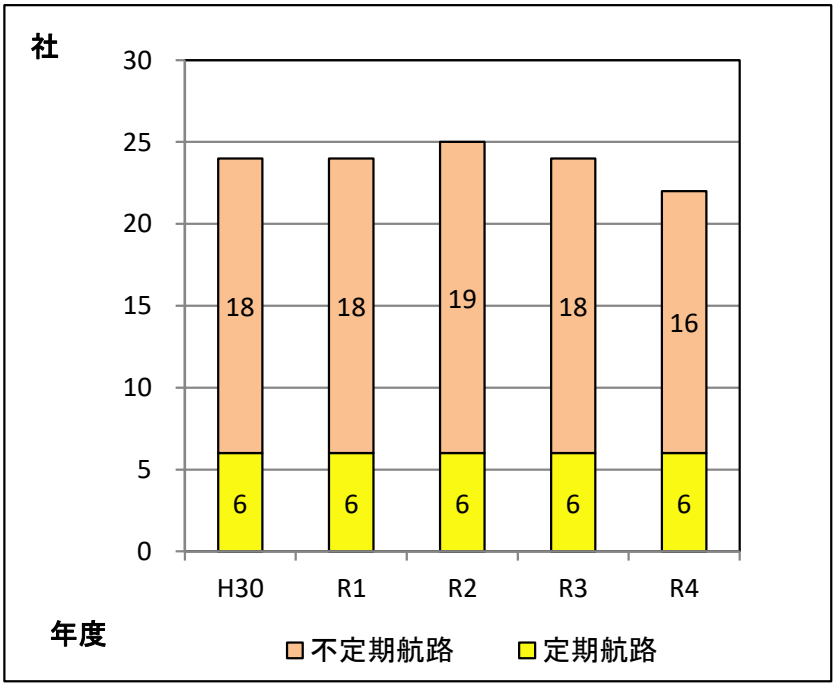

○旅客定期航路事業の輸送実績の推移

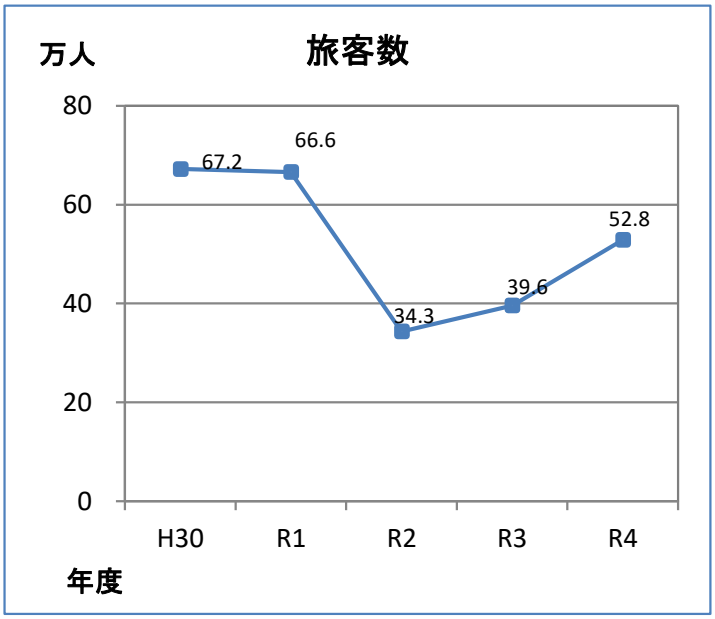

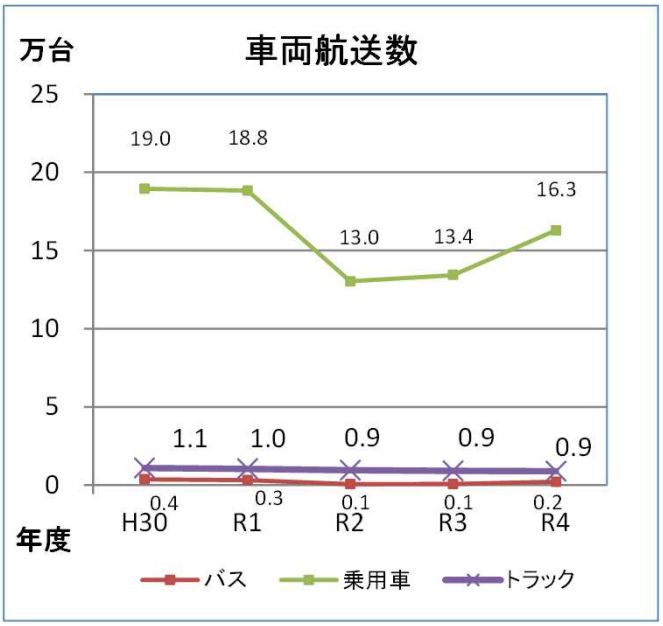

年度	旅客（人）	バス（台）	乗用車（台）	トラック（台）	その他（台）
H30	672,008	3,679	189,516	10,944	3,174
R1	665,989	3,119	188,331	10,418	3,001
R2	343,295	634	130,361	9,474	2,254
R3	395,956	726	134,333	9,161	2,114
R4	528,479	2,110	162,873	8,893	2,885

3. 物流関係業務の概況

（1）貨物自動車輸送の概況

①トラック輸送の現況

トラック輸送は、国内貨物輸送量の9割を占め、日々の暮らしや経済を支える我が国の社会活動において欠かせない国民生活の基礎となっており、令和元年12月に新型コロナウイルスが確認された以降においては、物流を支えるトラック運送事業の重要性が再認識されることとなった。

一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み、昨今の燃料価格高騰による経営状況への影響等、数多くの課題を抱える状況が続いている。

このようななか、平成30年度、令和元年度には「貨物自動車運送事業法」が改正された。

平成30年度の改正は、国内の物流を支える貨物運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、令和6年度より自動車運送業に適用となる時間外労働の上限規制（働き方改革関連）等を考慮し、運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善することを主たる目的としている。

令和元年度の改正では、荷主に対する貨物自動車運送事業者の法令遵守に関する配慮義務や荷主勧告を行った場合にその旨を公表することなどが明記された。本法改正に伴い令和2年度には、事業者が法令遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」が定められた。

令和3年11月発出の通達においては、昨今の燃料価格上昇により貨物自動車運送事業者の経営に影響が生じていることから、貨物事業者の適正な運賃収受について、一層の促進を図るため、適正な運賃収受のための荷主への周知活動、相談窓口の設置、荷主勧告等の荷主への働きかけを実施することとしている。

また、令和3年度に閣議決定された「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」では、労働生産性の改善に向けた革新的な取り組みの推進、農林水産物・食品等の流通合理化等による労働力不足と物流構造改革の推進のほか、物流の標準化、物流のDX（デジタルトランスフォーメーション）化推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化が掲げられた。

令和4年度には、台湾の大手半導体メーカーの新工場が熊本県菊陽町に進出し、工場建設が着工された。これにより、周辺地域の物流需要が高まり、これから熊本県内にて物流事業への新規参入や物流施設の開設が増加していくことが予想される。

今後のトラック輸送には、多様化する利用者のニーズを把握し、良質な輸送サービスを提供するとともに、環境に配慮した効率的な事業経営及び事故防止を含めた輸送の安全をより一層重視して、社会の信頼に応えることが期待されている。

○県内規模別事業者数（令和5年3月末現在）

イ　資本金規模別事業者数

種別	合計	50万まで	100万まで	200万まで	300万まで	500万まで	1千万まで	3千万まで	5千万まで	1億まで	1億超	その他
一般	647	21	16	6	178	78	171	96	19	11	2	49
特積	13	0	0	0	0	1	5	5	1	1	0	0
霊柩	130	1	2	2	26	25	19	8	2	1	8	36
特定	5	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1

※　その他には個人・公営を計上

ロ　従業員規模別事業者数

種別	合計	10人まで	20人まで	30人まで	50人まで	70人まで	100人まで	200人まで	300人まで	1000人まで	1000人超
一般	647	233	238	78	60	26	6	6	0	0	0
特積	13	0	0	1	1	1	3	4	2	1	0
霊柩	130	126	2	0	1	0	0	1	0	0	0
特定	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ハ 保有車両別事業者数

種別	合計	5両まで	10両まで	15両まで	20両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで	500両まで	500両超	県内全車両数
一般	647	222	169	86	37	50	42	32	8	1	0	14426
特積	13	0	0	0	0	1	1	4	4	3	0	23
霊柩	130	126	2	0	1	0	0	1	0	0	0	271
特定	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	25

※ 特積事業者の車両数は運行車のみで計上

②霊柩自動車運送事業の現況

霊柩自動車運送事業は、一般の貨物運送とは異なり、「遺体の搬送」という特殊な分野の運送であり、葬祭業と密接な関連があることから、他のトラック運送事業とは事業の形態を異にしている。また、葬祭業の経営上、霊柩車の保有が顧客確保につながるため、葬祭業を兼ねる事業者が多いが、霊柩自動車運送事業に係る運賃収入は少なく、その経営基盤は脆弱なものとなっている。
物流二法の制定以後、一般貨物（霊柩）は、新規事業者、車両数とも増加しており、市場競争の激化の中、厳しい事業環境で推移している。

県内霊柩自動車運送事業者の車両数　令和5年3月末現在

許可事業者数	車両数
１３０	２７１

軽霊柩事業者数	車両数
７０	７８

③熊本地区共同輸送株式会社（愛称：グリーンネット）の概要

平成１０年３月、学識経験者、トラック運送事業者、関係行政機関等で構成された「熊本市街地区物流対策推進協議会」から、「熊本市街地区における物流円滑化等のための方策として、特別積み合わせ事業者全員参加型の共同集配システムの事業化を図ることが必要である。」との提言が行われたことから、熊本市内に営業所を持つトラック運送事業者２０社、地元金融機関２社の共同出資により、熊本地区共同輸送（株）が平成１１年８月に設立された。

＊熊本地区共同輸送の事業概要（現状）

・所　在　地　　熊本市南区流通団地２丁目１６番
・出　資　者　　トラック運送事業者１４社、地元金融機関２社
・設立年月日　　平成１１年　８月３１日
・事業開始年月日　　平成１１年１０月　１日
・集配対象地域　　熊本市中心市街地
・使用車両　　全て２ｔ車５台（ハイブリッド車２台、軽油車３台）

＊熊本地区共同輸送の取扱い個数の推移

区分＼年度	平27	28	29	30	令1	令2	令3	令4
取　扱　個　数	547,302	498,336	638,092	589,669	488,318	306,191	300,150	340,055
月平均取扱個数	45,608	45,303	53,174	49,139	40,693	25,515	25,012	283,38
参加事業者数	19	19	19	19	19	19	11	16

＊事業円滑化に向けた取り組み

共同集配システムの円滑な運営を確立し地域への貢献を促進するために、運送事業者・荷主・地方自治体等関係行政機関が一体となって積極的に取り組んでいる。また、懸案であった集配のための駐車スペースが平成１９年９月より熊本市街地の集配重点対象地域３カ所に９台分のトラックベイ（貨物専用駐車スペース）が設置された。

④大型貨物自動車(ダンプカー)の現況

ダンプ規制法による届出使用者数及び車両数の推移

（6）ダンプ規制法による届出使用者数及び車両数の推移

業種別＼年別		55年	60年	平2年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年/元年	令2年	令3年	令4年
自動車運送事業（営）	使用者数	103	109	109	240	239	242	242	242	248	253	253	264	270	273
	(車両数)	(440)	(571)	(753)	(1,217)	(1,268)	(1,333)	(1,305)	(1,358)	(1,446)	(1,497)	(1,479)	(1,524)	(1,591)	(1,617)
採石業（石）	使用者数	10	37	43	31	31	30	30	30	29	31	31	28	29	30
	(車両数)	(11)	(75)	(117)	(61)	(63)	(66)	(70)	(70)	(70)	(65)	(62)	(59)	(60)	(61)
砕石業（砕）	使用者数	89	48	23	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7	7
	(車両数)	(236)	(123)	(59)	(8)	(8)	(5)	(6)	(6)	(6)	(11)	(10)	(11)	(11)	(11)
砂利採取業（砂）	使用者数	18	18	22	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
	(車両数)	(24)	(34)	(43)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(6)	(8)	(7)	(8)	(8)	(8)
砂利販売業（販）	使用者数	813	608	704	272	277	280	284	294	327	343	355	354	364	368
	(車両数)	(1,375)	(958)	(1,166)	(368)	(378)	(392)	(402)	(434)	(489)	(540)	(556)	(556)	(572)	(570)
建設業（建）	使用者数	555	356	355	197	200	205	214	234	258	274	274	291	313	329
	(車両数)	(927)	(581)	(707)	(302)	(327)	(354)	(379)	(431)	(491)	(510)	(514)	(553)	(633)	(662)
その他（他）	使用者数	66	23	28	53	57	59	59	62	70	74	77	82	89	87
	(車両数)	(117)	(40)	(42)	(87)	(90)	(92)	(89)	(95)	(145)	(170)	(174)	(191)	(205)	(207)
計	使用者数	1,654	1,199	1,284	801	812	824	837	870	940	986	1001	1030	1076	1098
	(車両数)	(3,130)	(2,382)	(2,887)	(2,048)	(2,139)	(2,247)	(2,256)	(2,400)	(2,653)	(2,801)	(2,802)	(2,902)	(3,080)	(3,136)

（2）内航海運事業の概況

県内の内航海運事業者数の推移は下表のとおりで、令和5年3月末の登録事業者数は管内で最も多い107事業者（運送業13者、船舶貸渡業66者、船舶管理業28者）である。支配隻数は管内の約3.6%だが、所有隻数で見ると約19%と管内で最も多い。

特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約7割を占めており、その多くが上天草市（大矢野町、松島町、龍ヶ岳町）、宇城市（三角町）に集中している。

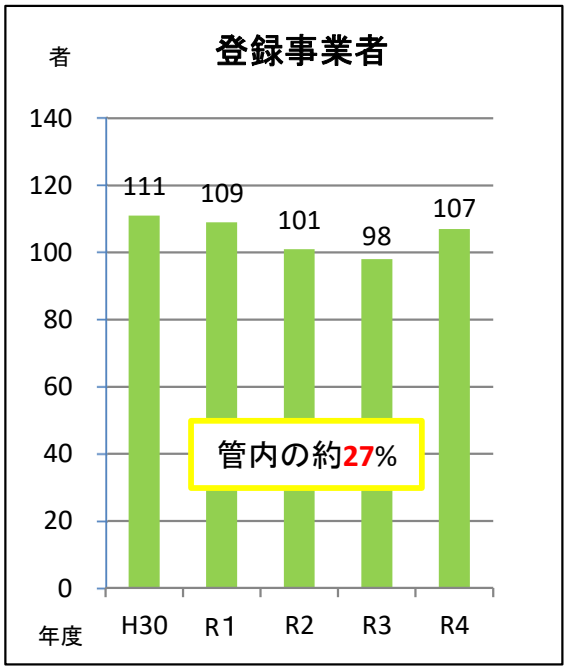

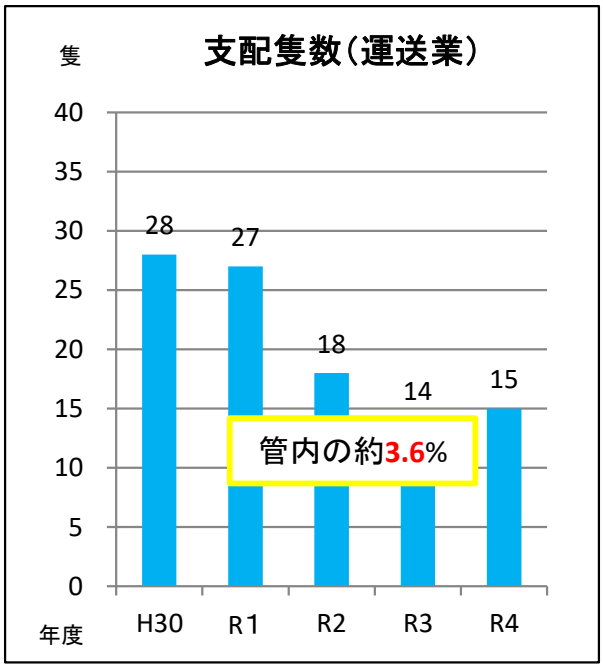

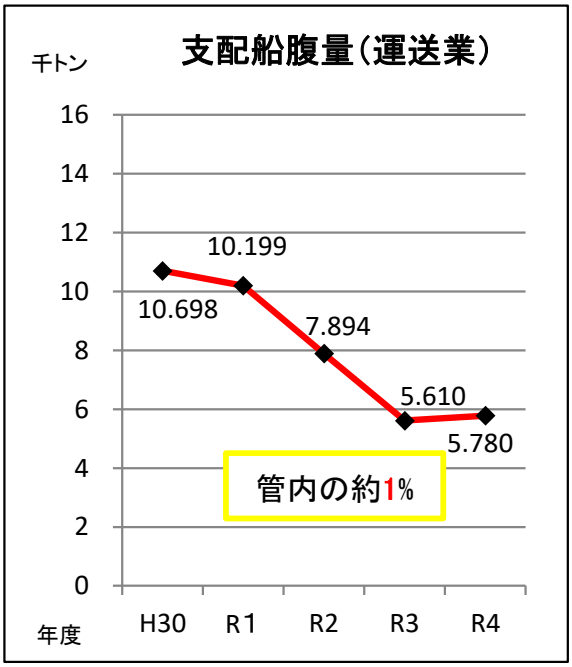

（注）休止事業者を除いた事業者数

（3）港湾運送事業の概況

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、令和4年度末現在、事業者数は11社である。
3港の令和4年度の港湾荷役実績は343．3万トンで、前年度と比べ99．5%（1．4万トン減）と横ばいであった。
各港の主要取扱貨物として、三角港は金属くず、八代港はコンテナ・穀物、水俣港は化学肥料・原木である。
八代港においては、外航コンテナ航路の誘致が活発である。

三角港

八代港

水俣港

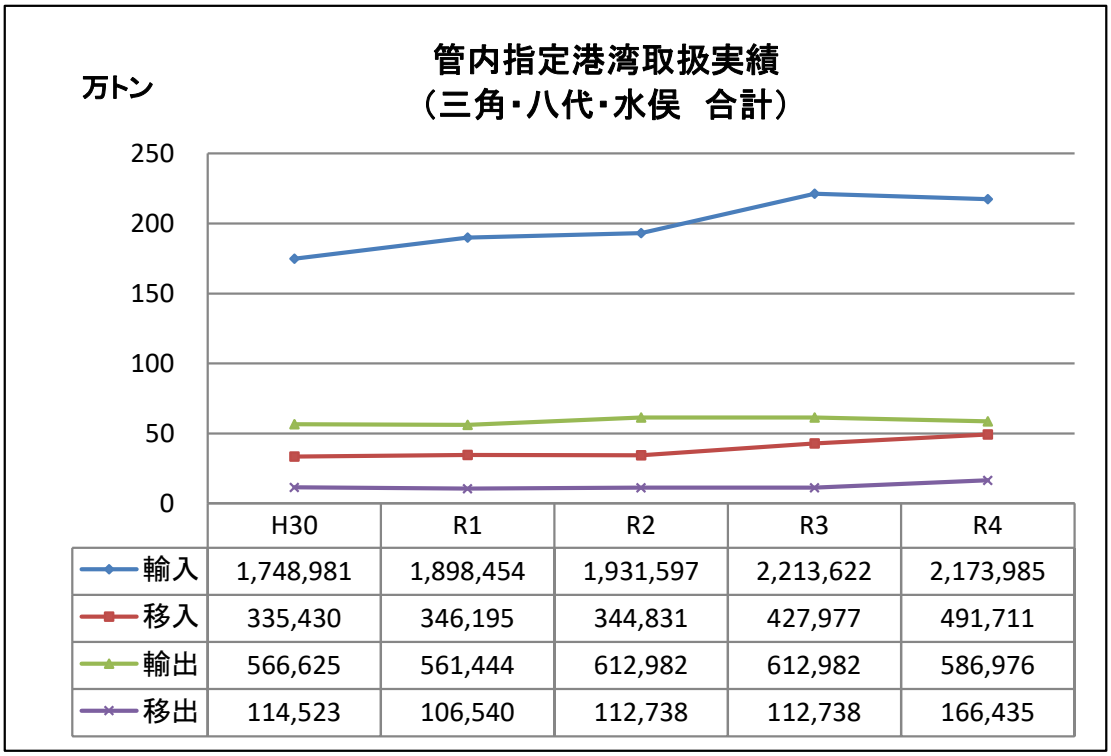

	H30	R1	R2	R3	R4
輸入	1,748,981	1,898,454	1,931,597	2,213,622	2,173,985
移入	335,430	346,195	344,831	427,977	491,711
輸出	566,625	561,444	612,982	612,982	586,976
移出	114,523	106,540	112,738	112,738	166,435

八代港コンテナターミナルと蔵置状況

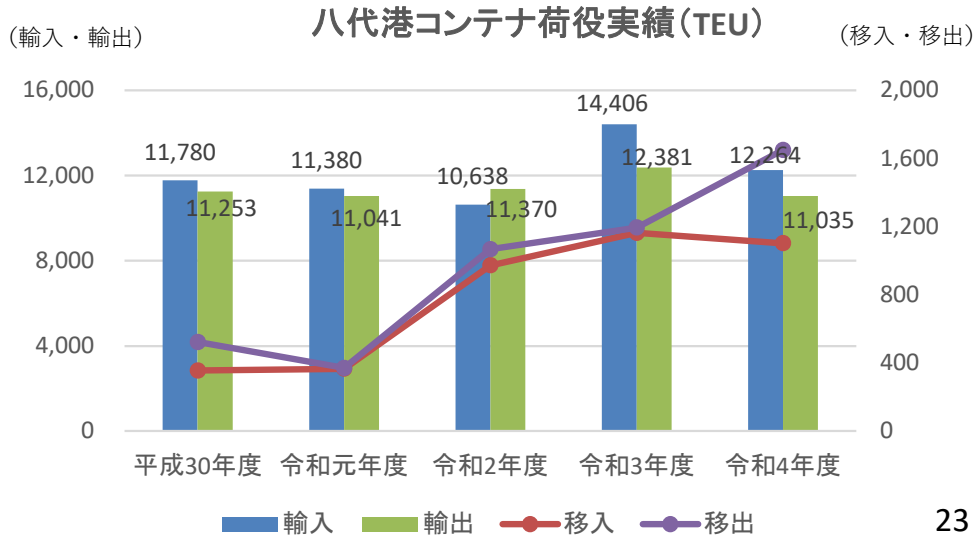

（4）倉庫業の概況

①普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

単位：トン

年度	H15	20	25	30	R1	R2	R3	R4	前年度比(%)
農水産品	556,352	555,076	498,336	512,918	524,308	821,963	611,803	606,479	99.1
金属	190,923	342,155	224,480	48	304	187	317	8,272	2,609.5
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	35,179	37,183	40,522	65,797	118,335	179.9
窯業品	0	481	1,316	0	0	0	0	0	－
化学工業品	48,919	71,733	89,398	101,664	104,706	115,316	164,798	148,473	90.1
紙パルプ	125,853	207,198	225,273	151,032	185,352	188,907	176,310	196,729	111.6
繊維工業品	727	780	5,263	20,764	18,755	17,264	22,454	11,838	52.7
食料工業品	213,099	241,237	162,584	195,439	216,999	161,359	187,025	200,803	107.4
雑工業品	21,874	13,908	34,285	78,621	79,336	71,464	92,985	98,445	105.9
雑品	237,728	171,369	150,425	198,303	209,879	221,066	235,253	235,442	100.1
合計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,293,968	1,376,822	1,638,048	1,556,742	1,624,816	104.4

②普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年度	H15	20	25	30	R1	R2	R3	R4	前年度比(%)
農水産品	121,917	106,469	110,634	91,356	92,921	96,904	102,909	106,682	103.7
金属	15,184	32,980	19,806	51	86	97	84	1,931	2,299.3
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	3,837	3,661	4,215	5,685	10,086	177.4
窯業品	0	188	225	0	0	0	0	0	－
化学工業品	5,520	9,468	14,598	12,925	13,662	15,388	16,631	20,566	123.7
紙パルプ	9,291	15,536	17,465	13,232	13,614	13,997	10,564	14,526	137.5
繊維工業品	109	93	776	1,165	1,124	1,492	1,568	1,613	102.9
食料工業品	14,982	12,632	9,168	10,218	11,349	9,788	10,544	11,792	111.8
雑工業品	4,532	4,450	4,578	6,119	7,722	7,468	7,266	8,235	113.3
雑品	24,431	23,145	15,953	22,233	21,124	18,507	18,080	17,894	99.0
合計	200,804	208,354	196,852	161,136	165,263	167,856	173,331	193,326	111.5

③冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

年度	H15	20	25	30	R1	R2	R3	R4	前年度比(%)
生鮮水産物	2,882	2,761	1,900	1,875	1,713	1,343	1,113	1,194	107.3
冷凍水産物	19,333	22,441	14,129	12,797	13,626	10,024	7,829	8,410	107.4
塩干水産物	10,240	13,798	9,360	8,561	8,052	5,475	3,329	4,468	134.2
水産加工品	3,806	3,562	1,642	1,417	1,337	1,431	1,467	1,160	79.1
畜産物	21,161	13,237	11,273	11,809	10,019	8,546	7,756	7,556	97.4
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	15,038	16,257	15,395	17,484	10,733	61.4
農産物	8,706	6,294	9,404	10,937	10,433	9,586	10,390	8,809	84.8
農産加工品	13,362	12,500	16,165	10,282	9,924	6,388	6,839	6,867	100.4
冷凍食品	21,524	16,420	12,347	8,715	9,279	8,707	10,315	13,463	130.5
その他	1,859	5,529	12,018	15,852	16,155	17,018	14,877	10,927	73.5
合計	105,956	102,235	93,241	97,283	96,795	83,913	81,399	73,587	90.4

④冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年度	H15	20	25	30	R1	R2	R3	R4	前年度比(%)
生鮮水産物	20	15	37	16	9	9	9	9	100.0
冷凍水産物	3,341	4,722	3,222	3,716	3,693	2,904	1,891	1,949	103.1
塩干水産物	1,300	3,883	2,615	2,838	2,783	2,903	2,372	2,299	96.9
水産加工品	344	349	122	305	196	206	375	380	101.2
畜産物	2,614	1,127	1,133	1,066	1,167	755	1,179	1,180	100.1
畜産加工品	638	860	1,056	1,928	2,437	2,321	2,505	1,924	76.8
農産物	2,715	2,288	1,877	2,264	2,770	2,409	2,098	1,490	71.0
農産加工品	3,894	5,796	6,841	3,570	4,061	4,396	3,831	3,780	98.7
冷凍食品	1,490	1,452	927	950	766	790	738	1,120	151.7
その他	659	421	383	490	440	535	429	181	42.1
合計	17,015	20,913	18,213	17,143	18,322	17,228	15,427	14,310	92.8

4. その他輸送関係事業の概況

(1)レンタカー事業

レンタカー事業は景気低迷や規制緩和による競争の激化など厳しい状況にあるものの、全国の事業者数は、平成２３年３月末現在、７，７４６事業者、車両数４２万５６８３台で、車種別占有率は乗用車５３．９%、貨物車３９．４%、マイクロバス１．３%、その他の車両５．４%となっている。熊本県においては、平成２３年３月末現在、１６６事業者、６，８０６両で、乗用車５３．７%、貨物車３６．０%、マイクロバス１．９%、その他の８．３%となっており、車両数は全国・県内とも増加傾向にある。

レンタカー事業は、従来のレジャー主体の利用から各種の業務用等への利用が増大し、鉄道・バスなどの公共交通機関とマイカーに代表される私的交通機関の中間を担う、第三の交通機関として見直されている。

特に、当該事業は平成２３年３月１２日の九州新幹線全線開業以降、観光客等に対応するため、乗捨て料金無料等のサービスを開始するなど活性化しており、新規許可及び増車届出件数の増加が見られるところである。

そのような状況のなか、新型コロナウイルス感染症の影響により観光関係をはじめとしたレンタカー需要が低下するなどレンタカー事業者の経営状況は厳しい状態にある。

今後は、産業活動や国民生活の変化に伴う利用者ニーズに対応するため、サポートセンターの拡充、宅配サービスなどのニューサービスの導入、高齢化社会や環境問題に対応した福祉車両や低公害車の導入等を促進し、便利で安全性の高い事業の展開が求められている。また、コロナ禍における事業運営やアフターコロナに向けた取組が必要とされている。

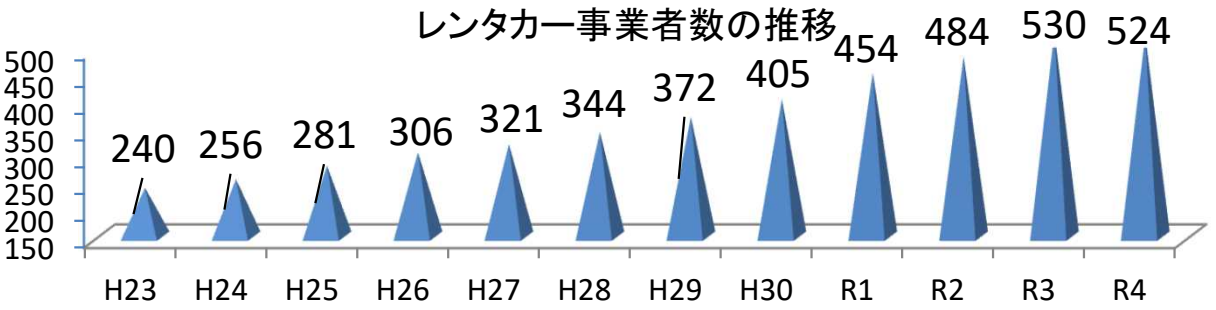

(2)自動車運転代行業

自動車運転代行業は、昭和５０年代前半から自動車を利用したニューサービス産業として登場した。飲酒した者等に代わって「自動車を運転する役務を提供する事業」として飲酒運転の防止等に一定の役割を果たし、移動手段として自家用自動車が大きな地位を占める地方都市を中心に発達した事業である。

一方では、交通事故の多発、損害賠償保険の未加入、不適正業者による不明瞭な料金設定等の問題点が指摘され、その業務の適正な運営が課題とされてきた。

このような問題に対処するため、平成１３年６月には国土交通省と警察庁において、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全と利用者の保護を図るため、自動車運転代行事業者が締結すべき損害賠償保険や第二種運転免許取得の義務付けを柱とする「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が制定され、平成１４年６月から施行になり、平成１６年６月からは二種免許の義務付けが実施された。

同法の施行後５年間の施行状況の検討結果を踏まえ、飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のため「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」が平成２０年２月７日に取りまとめられ、これにより同年１０月１日をもって、代行運転自動車（顧客の自動車）に係る車両保険・車両共済について自動車運転代行業法第１２条に規定する自動車運転代行業を実施する際の損害賠償措置としてその義務付けが行われた。

さらに、平成２４年３月２９日に警察庁及び国交省で取りまとめられた「安全安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、利用者利便と事業秩序の更なる向上を目的とした施策として、行政処分の公表制度・領収書発行について標準約款に規程・料金概算額の説明の明確化・白タク行為の行政処分強化・随伴車両のペイント義務化が、平成２４年度に実施された。

自動車運転代行事業者には、同法に添った運転代行業の適正・健全な事業運営が求められる。

平成２７年１月末の熊本県内の県公安委員会認定事業者は３５８事業者である。

熊本運輸支局としても熊本県警と連携し、事業者に対し講習を行うとともに立ち入り監査及び街頭取締等を実施し、事業の適正化に取り組んでいる。

なお、平成２６年５月２８日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、第４次分権一括法が成立されたことにより、平成２７年４月１日から国土交通省が所管していた事務・権限を都道府県に委譲された。

5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなる。

【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和３０年には１．９万台（０．７万台）であったが、昭和３５年頃から急激に増加し昭和６０年には約４０倍の７６．４万台（２２．６万台）、平成１９年には約６８倍の１３０万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、令和５年３月末現在では１４０．７万台（６６．５万台）となっている。

全国で見ると令和５年３月末現在の保有車両数は８．２４５万台であり、下図に示すとおり、当県は全国の１．７％を占め、また、九州管内においては、九州７県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。なお、現在、軽自動車の割合が増加しており、二輪を除く保有自動車数のうち、４８．８％は軽自動車が占めている。

（注）（）内は内数で軽自動車保有車両数

全国及び九州の保有車両数（令和５年3月末現在）

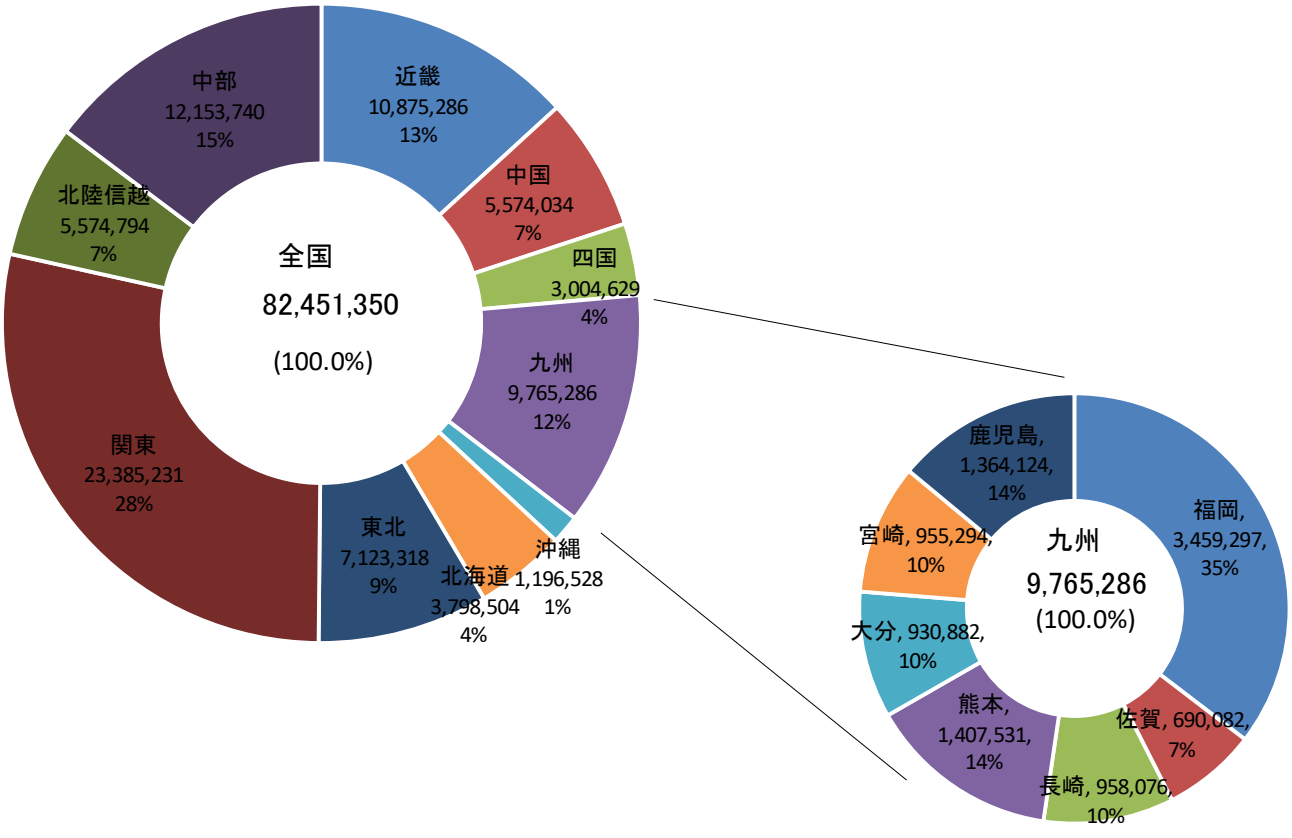

※（　）内は全国比率

都道府県別・車種別自動車保有台数（軽自動車、軽二輪含む）

※自動車検査登録情報協会のHPより　データ入手

令和5年3月末現在

局	車種 / 運輸支局	乗用車	貨物車	乗合車	特種（殊）車	二輪車	合計	管内比	全国比
北海道	札幌	1,337,433	259,224	6,103	65,733	80,752	1,749,245	46.1%	2.1%
	函館	236,862	54,912	949	10,608	9,925	313,256	8.2%	0.4%
	旭川	355,423	96,378	1,811	22,144	21,709	497,465	13.1%	0.6%
	室蘭	273,340	80,875	1,344	13,356	14,650	383,565	10.1%	0.5%
	釧路	192,150	56,326	734	13,901	8,858	271,969	7.2%	0.3%
	帯広	226,199	70,995	866	18,264	10,981	327,305	8.6%	0.4%
	北見	173,880	57,104	851	13,683	10,181	255,699	6.7%	0.3%
	計	2,795,287	675,814	12,658	157,689	157,056	3,798,504	100.0%	4.6%
東北	青森	724,512	214,504	3,522	32,375	27,906	1,002,819	14.1%	1.2%
	岩手	739,535	222,993	3,150	26,714	34,609	1,027,001	14.4%	1.2%
	宮城	1,304,479	292,442	4,568	35,808	72,552	1,709,849	24.0%	2.1%
	秋田	582,899	169,624	2,061	23,757	23,033	801,374	11.3%	1.0%
	山形	689,989	184,574	2,286	23,973	28,541	929,363	13.0%	1.1%
	福島	1,219,677	325,702	4,572	36,384	66,577	1,652,912	23.2%	2.0%
	計	5,261,091	1,409,839	20,159	179,011	253,218	7,123,318	100.0%	8.6%
関東	茨城	1,997,209	486,128	6,446	50,664	102,025	2,642,472	11.3%	3.2%
	栃木	1,346,775	289,988	4,178	31,611	78,139	1,750,691	7.5%	2.1%
	群馬	1,385,061	319,450	3,507	33,295	72,346	1,813,659	7.8%	2.2%
	埼玉	3,242,924	643,385	9,827	87,537	218,601	4,202,274	18.0%	5.1%
	千葉	2,849,049	617,392	11,158	83,031	157,999	3,718,629	15.9%	4.5%
	東京	3,143,196	669,794	15,384	105,297	490,922	4,424,593	18.9%	5.4%
	神奈川	3,069,403	572,676	11,463	88,259	321,387	4,063,188	17.4%	4.9%
	山梨	561,348	155,668	1,932	16,313	34,464	769,725	3.3%	0.9%
	計	17,594,965	3,754,481	63,895	496,007	1,475,883	23,385,231	100.0%	28.4%
北陸信越	新潟	1,386,101	333,424	5,208	46,175	63,080	1,833,988	32.9%	2.2%
	富山	707,993	146,845	1,715	20,327	24,441	901,321	16.2%	1.1%
	石川	728,725	145,802	2,467	19,195	24,492	920,681	16.5%	1.1%
	長野	1,383,437	420,042	4,659	37,808	72,858	1,918,804	34.4%	2.3%
	計	4,206,256	1,046,113	14,049	123,505	184,871	5,574,794	100.0%	6.8%
中部	福井	513,350	123,232	1,755	16,386	17,689	672,412	5.5%	0.8%
	岐阜	1,297,582	298,246	3,955	33,133	57,023	1,689,939	13.9%	2.0%
	静岡	2,229,937	487,104	5,467	47,883	141,105	2,911,496	24.0%	3.5%
	愛知	4,222,206	792,883	9,811	94,501	230,311	5,349,712	44.0%	6.5%
	三重	1,163,719	277,868	3,081	28,704	56,809	1,530,181	12.6%	1.9%
	計	9,426,794	1,979,333	24,069	220,607	502,937	12,153,740	100.0%	14.7%
近畿	滋賀	817,798	179,266	2,433	18,898	41,870	1,060,265	9.7%	1.3%
	京都	999,814	238,224	4,487	29,282	69,528	1,341,335	12.3%	1.6%
	大阪	2,797,129	673,686	10,148	87,667	252,807	3,821,437	35.1%	4.6%
	奈良	652,147	134,745	2,051	14,903	34,308	838,154	7.7%	1.0%
	和歌山	543,204	161,377	1,527	16,175	35,313	757,596	7.0%	0.9%
	兵庫	2,322,190	494,217	7,620	64,923	167,549	3,056,499	28.1%	3.7%
	計	8,132,282	1,881,515	28,266	231,848	601,375	10,875,286	100.0%	13.2%
中国	鳥取	346,934	99,532	1,063	9,891	11,990	469,410	8.4%	0.6%
	島根	409,469	118,069	1,585	12,002	14,144	555,269	10.0%	0.7%
	岡山	1,166,731	297,582	2,811	32,588	57,396	1,557,108	27.9%	1.9%
	広島	1,467,203	325,807	4,864	40,029	84,014	1,921,917	34.5%	2.3%
	山口	817,497	194,151	2,235	20,018	36,429	1,070,330	19.2%	1.3%
	計	4,207,834	1,035,141	12,558	114,528	203,973	5,574,034	100.0%	6.8%
四国	徳島	455,977	128,904	1,422	12,053	20,804	619,160	20.6%	0.8%
	香川	593,507	152,928	1,609	16,358	31,623	796,025	26.5%	1.0%
	愛媛	745,309	217,312	2,039	22,248	39,922	1,026,830	34.2%	1.2%
	高知	395,797	129,167	1,241	12,245	24,164	562,614	18.7%	0.7%
	計	2,190,590	628,311	6,311	62,904	116,513	3,004,629	100.0%	3.6%
九州	福岡	2,643,985	579,640	9,602	65,138	160,932	3,459,297	35.4%	4.2%
	佐賀	512,738	136,077	1,839	13,796	25,632	690,082	7.1%	0.8%
	長崎	701,116	185,250	3,918	19,281	48,511	958,076	9.8%	1.2%
	熊本	1,045,744	285,247	3,384	29,480	43,676	1,407,531	14.4%	1.7%
	大分	696,365	184,165	2,143	17,695	30,514	930,882	9.5%	1.1%
	宮崎	680,219	210,480	1,865	20,281	42,449	955,294	9.8%	1.2%
	鹿児島	962,075	312,376	4,011	33,819	51,843	1,364,124	14.0%	1.7%
	計	7,242,242	1,893,235	26,762	199,490	403,557	9,765,286	100.0%	11.8%
沖縄		895,794	213,165	3,453	22,181	61,935	1,196,528	100.0%	1.5%
合計		61,953,135	14,516,947	212,180	1,807,770	3,961,318	82,451,350		

熊本県における車種別保有自動車数の推移（各年3月末）

種別 / 年	貨　物		乗　合		乗　用		特　種(殊)		小　二		軽　四(含三)		軽　二		合　計	
	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40	29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S41	36,530	122.6	1,553	115.0	15,458	139.3	1,332	115.5	769	109.1	43,554	187.7	12,742	55.3	111,938	123.9
S42	46,599	156.4	1,787	132.3	21,973	198.1	1,636	141.9	924	131.1	56,234	242.3	12,007	52.1	141,160	156.3
S43	59,369	199.3	1,967	145.6	30,774	277.4	1,902	165.0	1090	154.6	72,104	310.7	11,157	48.4	178,363	197.5
S44	72,149	242.2	2,204	163.1	42,306	381.3	2,329	202.0	1288	182.7	88,232	380.2	10,053	43.6	218,561	242.0
S45	78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S46	83,380	279.9	2,574	190.5	64,700	583.2	3,426	297.1	2,126	301.6	117,586	506.6	10,831	47.0	284,623	315.1
S47	89,453	300.3	2,669	197.6	80,898	729.2	4,174	362.0	2,832	401.7	129,575	558.3	8,561	37.2	318,162	352.2
S48	99,067	332.6	2,784	206.1	105,134	947.7	5,395	467.9	2,973	421.7	138,722	597.7	8,489	36.9	362,564	401.4
S49	104,810	351.9	2,907	215.2	130,713	1178.2	6,436	558.2	3,680	522.0	141,572	610.0	8,398	36.5	398,516	441.2
S50	111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S51	118,308	397.2	3,075	227.6	195,364	1761.0	7,735	670.9	3,605	511.3	122,523	527.9	8,091	35.1	458,701	507.8
S52	125,585	421.6	3,159	233.8	225,055	2028.6	8,398	728.4	3,943	559.3	122,259	526.8	7,813	33.9	496,212	549.3
S53	130,544	438.3	3,194	236.4	254,947	2298.1	9,354	811.3	4,067	576.9	126,409	544.7	7,633	33.1	536,148	593.6
S54	136,589	458.6	3,222	238.5	289,661	2611.0	10,424	904.1	4,333	614.6	126,782	546.3	7,745	33.6	578,756	640.7
S55	140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S56	142,047	476.9	3,256	241.0	336,597	3034.0	12,077	1047.4	5,495	779.4	143,674	619.0	8,881	38.6	652,027	721.8
S57	140,509	471.7	3,265	241.7	351,541	3168.7	12,622	1094.7	6,538	927.4	158,473	682.8	9,852	42.8	682,800	755.9
S58	138,241	464.1	3,246	240.3	362,109	3264.0	13,237	1148.0	7,895	1119.9	176,221	759.3	11,077	48.1	712,026	788.3
S59	136,327	457.7	3,266	241.7	370,981	3344.0	13,852	1201.4	8,913	1264.3	192,980	831.5	13,071	56.8	739,390	818.6
S60	134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
S61	133,150	447.0	3,320	245.7	382,995	3452.3	14,740	1278.4	10,396	1474.6	230,952	995.1	15,587	67.7	791,140	875.8
S62	131,146	440.3	3,364	249.0	390,270	3517.8	15,205	1318.7	10,868	1541.6	250,189	1078.0	16,945	73.6	817,987	905.6
S63	131,432	441.3	3,468	256.7	399,231	3598.6	15,966	1384.7	11,313	1604.7	268,583	1157.2	18,857	81.9	848,850	939.7
H元	133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H2	133,877	449.5	3,661	271.0	429,311	3869.8	17,697	1534.9	11,797	1673.3	300,593	1295.2	20,922	90.8	917,858	1016.1
H3	135,127	453.7	3,735	276.5	447,983	4038.1	18,587	1612.1	11,745	1666.0	314,855	1356.6	21,666	94.1	953,698	1055.8
H4	136,271	457.5	3,794	280.8	468,874	4226.4	19,450	1686.9	11,316	1605.1	326,079	1405.0	22,569	98.0	988,353	1094.2
H5	136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H6	136,886	459.6	3,860	285.7	505,745	4558.7	21,048	1825.5	12,421	1761.8	343,782	1481.2	22,138	96.1	1,045,880	1157.9
H7	138,325	464.4	3,910	289.4	526,689	4747.5	22,091	1916.0	13,155	1866.0	353,551	1523.3	21,635	93.9	1,079,356	1194.9
H8	137,507	461.6	3,909	289.3	550,569	4962.8	23,227	2014.5	13,800	1957.4	363,916	1568.0	20,364	88.4	1,113,292	1232.5
H9	137,803	462.6	3,901	288.7	573,497	5169.4	20,037	1737.8	14,356	2036.3	372,777	1606.2	19,631	85.2	1,142,002	1264.3
H10	136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H11	133,451	448.0	3,894	288.2	598,014	5390.4	22,532	1954.2	15,089	2140.3	389,606	1678.7	18,117	78.7	1,180,703	1307.1
H12	131,735	442.3	3,916	289.9	601,361	5420.6	23,994	2081.0	15,396	2183.8	406,696	1752.3	17,695	76.8	1,200,793	1329.4
H13	130,405	437.8	3,920	290.2	605,314	5456.2	24,897	2159.3	15,641	2218.6	422,346	1819.8	17,646	76.6	1,220,169	1350.8
H14	125,642	421.8	3,909	289.3	609,657	5495.4	25,097	2176.7	15,924	2258.7	438,692	1890.2	17,675	76.7	1,236,596	1369.0
H15	123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H16	121,743	408.7	3,963	293.3	606,605	5467.9	24,877	2157.6	16,582	2352.1	472,326	2035.1	17,894	77.7	1,263,990	1399.3
H17	120,915	405.9	3,947	292.2	606,688	5468.6	24,662	2138.9	16,872	2393.2	489,687	2109.9	18,063	78.4	1,280,834	1418.0
H18	119,821	402.3	3,938	291.5	604,676	5450.5	24,615	2134.9	17,262	2448.5	508,063	2189.1	18,332	79.6	1,296,707	1435.5
H19	118,518	397.9	3,950	292.4	597,855	5389.0	24,537	2128.1	17,814	2526.8	526,337	2267.8	18,481	80.2	1,307,492	1447.5
H20	115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H21	111,660	374.9	3,891	288.0	574,949	5182.5	24,028	2084.0	18,943	2687.0	558,224	2405.2	18,594	80.7	1,310,289	1450.6
H22	107,682	361.5	3,859	285.6	570,814	5145.2	23,864	2069.7	19,608	2781.3	569,257	2452.7	18,373	79.8	1,313,457	1454.1
H23	104,800	351.8	3,890	287.9	566,100	5102.8	23,622	2048.7	20,101	2851.2	579,419	2496.5	17,857	77.5	1,315,789	1456.7
H24	102,318	343.5	3,883	287.4	566,154	5103.2	23,448	2033.7	20,512	2909.5	591,744	2549.6	17,257	74.9	1,325,316	1467.2
H25	100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H26	99,009	332.4	3,825	283.1	559,881	5046.7	23,396	2029.1	21,463	3044.4	624,420	2690.4	16,844	73.1	1,348,838	1493.3
H27	97,748	328.2	3,808	281.9	554,656	4999.6	23,627	2049.2	21,678	3074.9	639,124	2753.8	16,647	72.3	1,357,288	1502.6
H28	97,141	326.1	3,807	281.8	554,522	4998.4	23,811	2065.1	21,943	3112.5	645,335	2780.5	16,068	69.8	1,362,627	1508.5
H29	99,327	333.5	3,807	281.8	560,990	5056.7	24,353	2112.1	22,465	3186.5	651,590	2807.5	15,775	68.5	1,378,307	1525.9
H30	100,804	338.4	3,842	284.4	564,857	5091.6	24,712	2143.3	23,090	3275.2	654,942	2821.9	15,550	67.52	1,387,797	1536.4
R1	100,746	338.2	3,792	280.7	565,819	5100.2	24,966	2165.3	23,717	3364.1	658,532	2837.4	15,305	66.45	1,392,877	1542.0
R2	100,037	335.9	3,725	275.7	565,379	5096.3	25,277	2192.3	24,057	3412.3	658,294	2836.4			1,376,769	1524.2
R3	100,672	338.0	3,545	262.4	566,308	5104.6	25,602	2220.5	25,140	3566.0	660,060	2844.0			1,381,327	1529.2
R4	101,288	340.1	3,434	254.2	566,359	5105.1	25,402	2203.1	26,335	3735.5	661,271	2849.2			1,384,089	1532.3
R5	101,858	342.0	3,384	250.5	566,721	5108.4	26,092	2263.0	27,664	3924.0	665,798	2868.7			1,391,517	1540.5

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。令和2年3月末以降の軽二輪の車両数は精査中。

市郡別・車種別保有車両数

令和５年３月末現在

区分 / 市郡別	貨物			乗合	乗用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊本市	11,696	23,698	455	1,027	128,978	117,256	7,584	1,058	11,383	216,294	519,429
八代市	3,160	4,440	316	213	18,365	18,358	2,003	389	1,650	49,689	98,583
人吉市	751	923	37	92	4,565	4,797	429	117	363	13,803	25,877
荒尾市	726	1,268	25	56	7,458	7,653	410	81	912	20,118	38,707
水俣市	343	505	22	65	3,094	3,494	238	107	286	9,459	17,613
玉名市	1,387	2,531	59	160	10,748	10,291	759	87	1,150	28,765	55,937
山鹿市	1,270	2,065	113	178	7,817	8,121	659	159	933	25,511	46,826
菊池市	1,592	2,326	226	100	8,003	7,707	812	142	979	23,367	45,254
宇土市	1,145	1,310	104	26	6,280	5,626	494	55	492	16,334	31,866
上天草市	386	577	10	68	3,827	4,146	308	116	290	10,148	19,876
宇城市	1,532	2,538	97	127	9,242	9,185	1,025	208	866	26,069	50,889
阿蘇市	822	1,147	21	92	4,521	4,589	407	109	530	12,724	24,962
合志市	948	1,820	58	128	10,763	9,624	464	135	1,179	21,859	46,978
天草市	1,420	2,039	38	275	10,176	11,386	1,068	405	864	34,163	61,834
市合計	27,178	47,187	1,581	2,607	233,837	222,233	16,660	3,168	21,877	508,303	1,084,631
玉名郡	1,067	1,472	107	47	6,059	6,343	438	94	789	19,402	35,818
菊池郡	2,330	2,686	93	149	14,761	12,527	1,142	135	1,525	29,550	64,898
阿蘇郡	1,428	1,757	54	128	6,463	6,710	601	186	588	18,786	36,701
上益城郡	3,385	4,493	200	231	14,361	14,285	1,661	250	1,356	39,665	79,887
下益城郡	251	407	5	18	1,452	1,415	118	56	177	4,917	8,816
八代郡	166	486	0	15	1,615	1,524	93	37	181	5,215	9,332
葦北郡	383	790	178	54	2,877	3,282	231	100	251	9,870	18,016
球磨郡	1,447	2,237	98	118	7,167	7,857	644	314	844	26,889	47,615
天草郡	136	254	1	17	889	1,064	85	71	76	3,111	5,704
郡合計	10,593	14,582	736	777	55,644	55,007	5,013	1,243	5,787	157,405	306,787
不明	1	0	0	0	0	0	2	6	0	90	99
県合計	37,772	61,769	2,317	3,384	289,481	277,240	21,675	4,417	27,664	665,798	1,391,517

注）軽自動車には軽二輪を含まない。
市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。
軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」（令和5年3月末現在）より引用した。

自動車整備事業の概況

熊本県内の令和4年3月末現在の自動車特定整備事業場（認証工場）1579場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は510工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。
1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、令和4年3月末現在90名の方が資格取得しています。
近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

1. 自動車整備事業場の推移

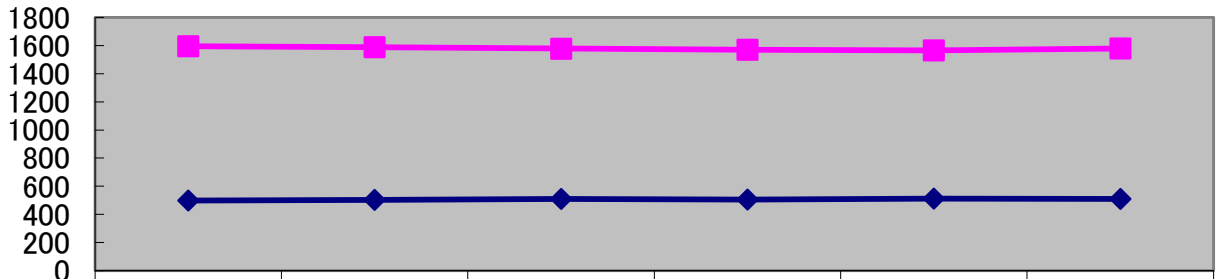

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
認証工場	1594	1588	1578	1570	1566	1579
指定工場	500	504	510	505	512	510

2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移

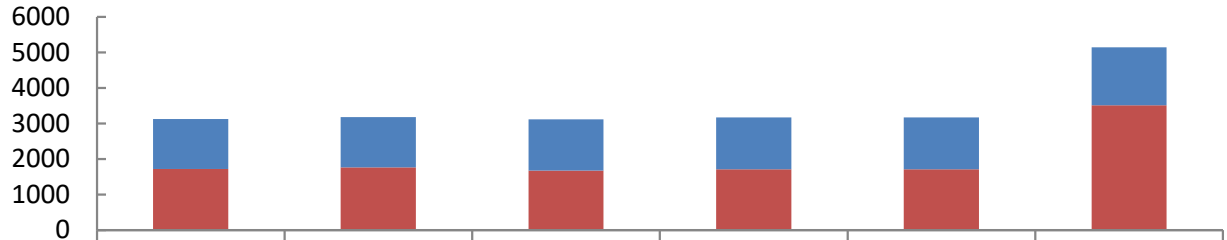

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
検査員	1406	1414	1440	1457	1461	1632
整備主任者	1721	1767	1677	1712	1706	3512

3. 自動車整備士合格者総数

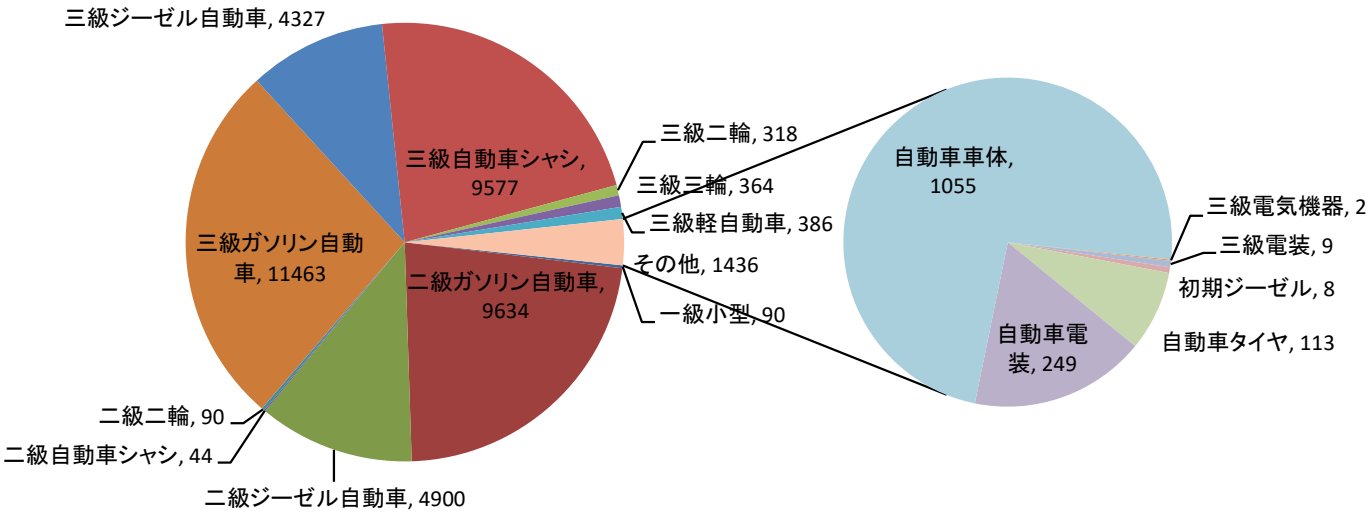

（2）保安関係業務

熊本県における令和3年度の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数25件、死者数2人、負傷者数8人であり、死者数、負傷者数共に減少している。引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、無車検取締り、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

1．熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

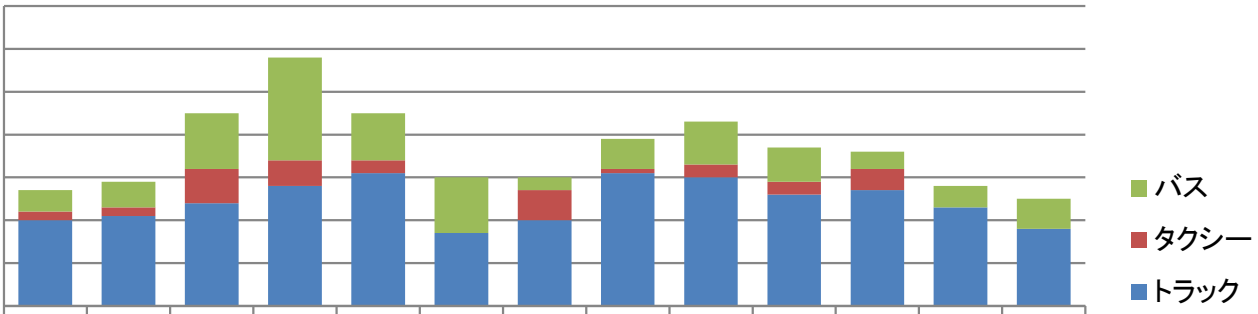

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
バス	5	6	13	24	11	13	3	7	10	8	4	5	7
タクシー	2	2	8	6	3	0	7	1	3	3	5	0	0
トラック	20	21	24	28	31	17	20	31	30	26	27	23	18

2．事業用自動車の事故種別発生状況

全事業種の事故種別発生状況（令和3年度）

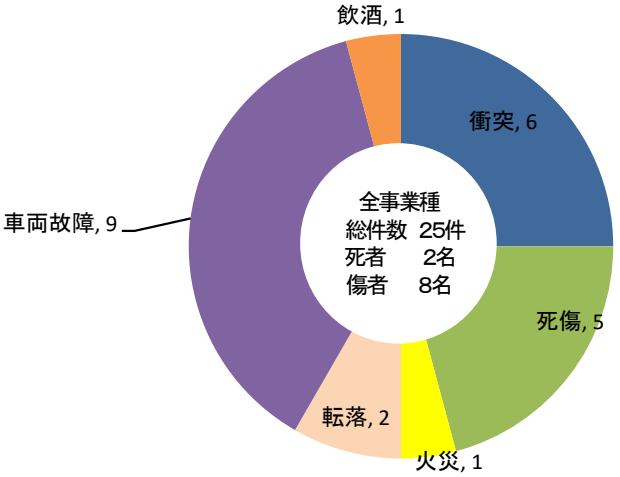

バスの事故種別発生状況（令和3年度）

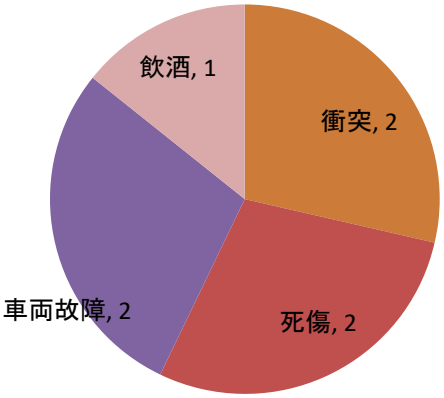

タクシーの事故種別発生状況（令和3年度）

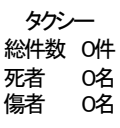

トラックの事故種別発生状況（令和3年度）

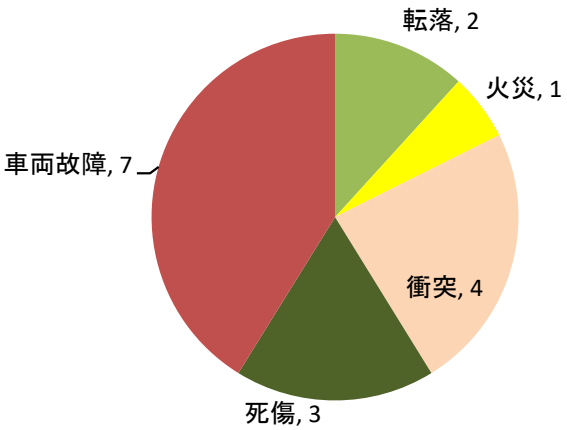

（３）街頭検査の実施状況

H15年4月からは、整備命令制度に関する制度を強化し、県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。
なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油取締り及び平成30年からは、可搬式カメラを用いた無車検の街頭検査も実施している。

１．装置別保安基準不適合箇所件数

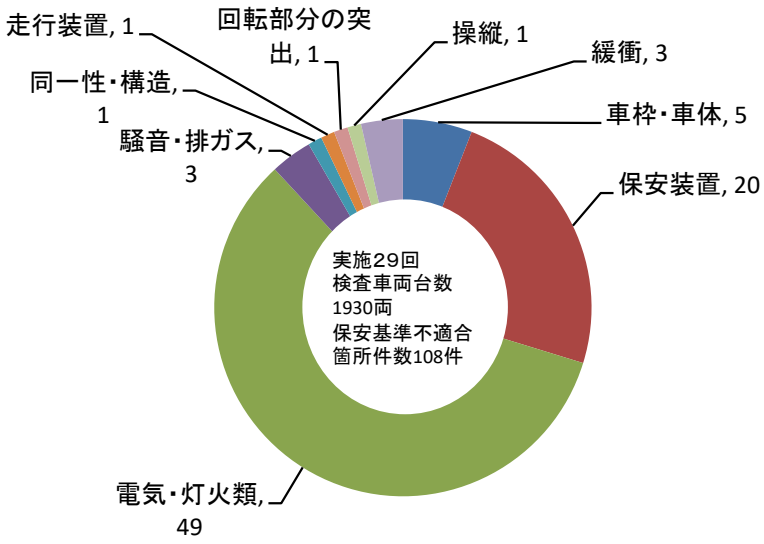

２．街頭検査風景

３．街頭検査実施状況

令和3年度

実施回数	出動延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数		装置別保安基準不適合箇所数														
							同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し	機器検査・その他	CO・HCガス	合計
29	38	1930	12	14	法第54条	12	1	1	3	3	3		26				3		5		45
					法第54条の2	14					17		20	3	5	1	14	2	1		63

7. 造船事業の概況

管内の造船所は、国内屈指のジャパンマリンユナイテッド㈱を除いて内航船や小型漁船を対象とする造船所であり、修繕事業が主体である。なお、登録・届出造船所は、その多くが県南地区に立地している。

◎許可造船所　　6社
（500トン以上又は50m以上の鋼製船舶の製造、修理）

○登録造船所　　2社
（500トン未満又は50m未満の鋼製、木製船舶の製造、修理）

○届出造船所　　7社
（20トン以上又は15m以上の鋼製船舶以外の製造、修繕）

（不稼働事業者を含む）
令和4年3月31日現在

船舶建造実績

熊本運輸支局管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価

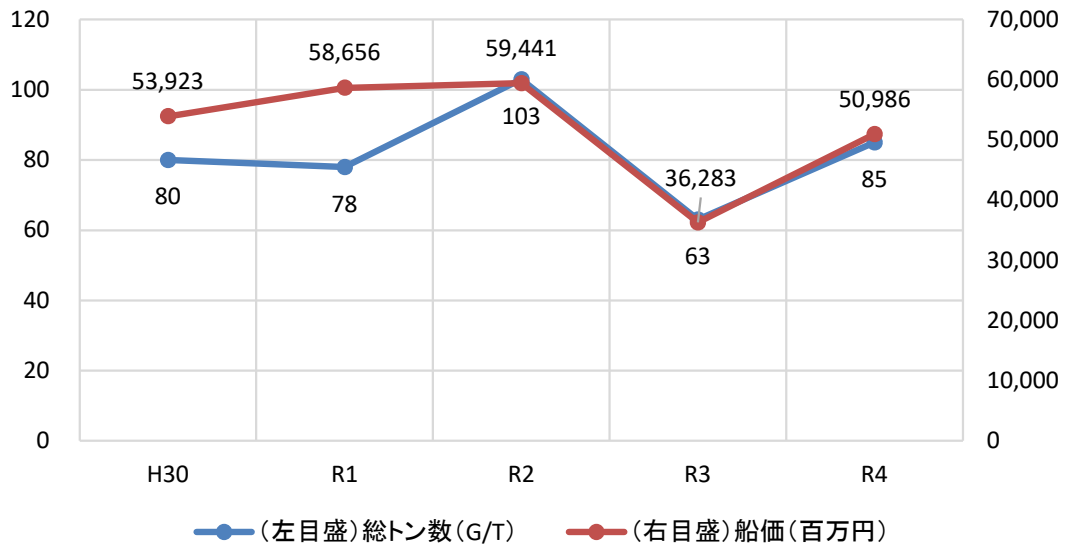

8. 船舶登録の概況

県内の在籍船舶数は、令和5年12月31日現在、153隻、149,753トンである。
用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約50%を占めているが、これは、一杯船主と呼ばれる零細事業者が多いためである。また、昨年と比較すると在籍船舶は増加している。

用途別在籍船舶数（令和5年12月末）

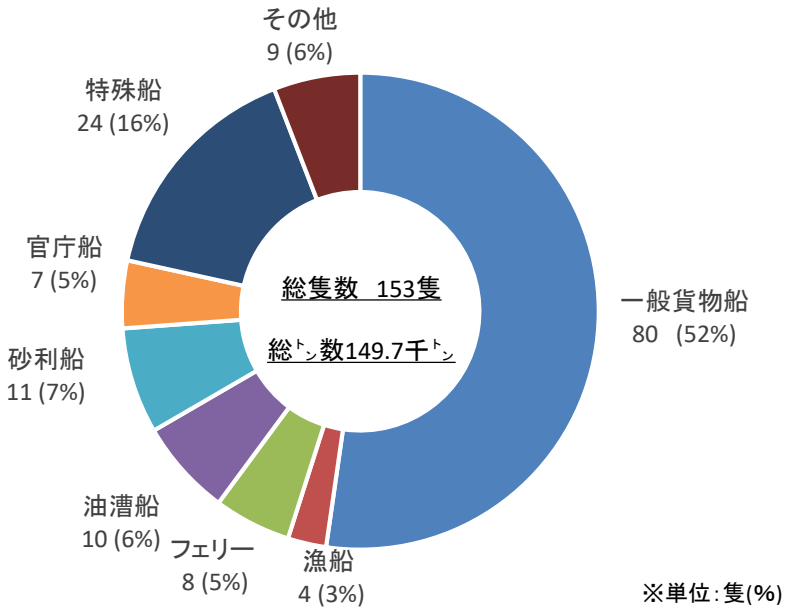

※単位：隻(%)

階層別船舶数（令和5年12月末）

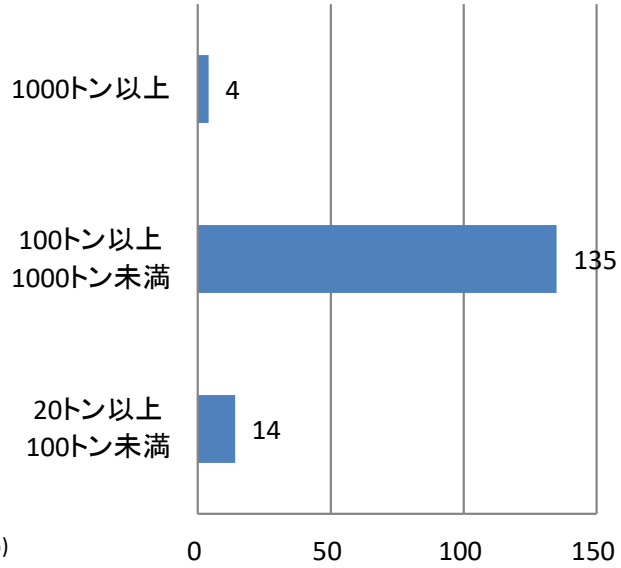

在籍船舶の推移（各年12月末現在）

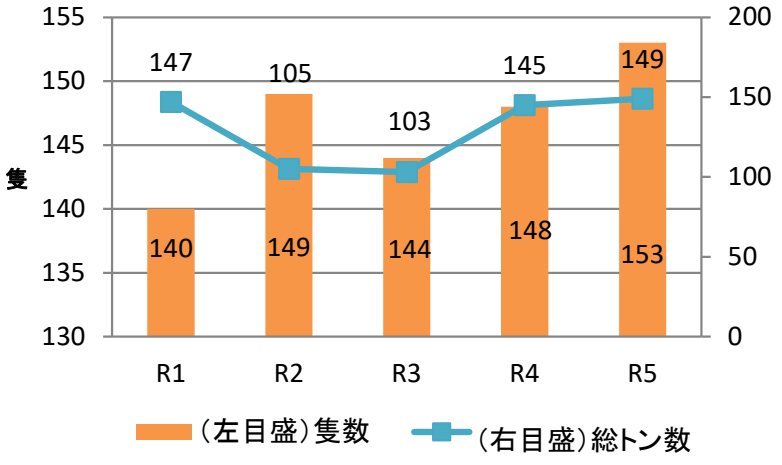

市町別登録隻数（令和5年12月末）

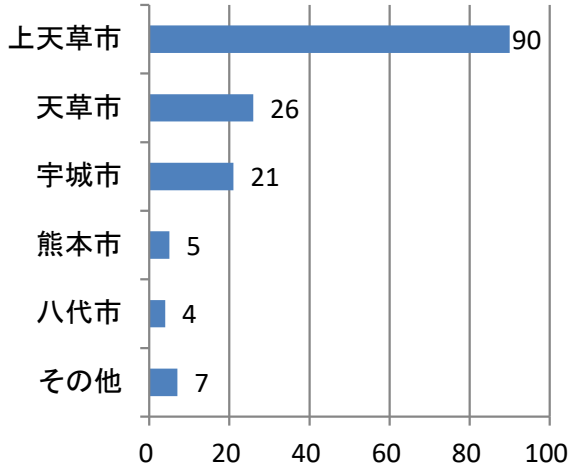

8. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。
検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。
その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

10. 船員関係業務の概況

1. 船員法関係

令和4年10月1日現在の船員法適用の船舶所有者数は132事業者、船舶数は234隻、船員数（予備船員、非雇用船員を含む）は1,343人であり、船舶数234隻の内訳は、一般船舶が167隻、漁船が21隻、その他（官庁船、引船、作業船等）が46隻となっている。

①船舶所有者数・船舶数・船員数の推移（10月1日現在）

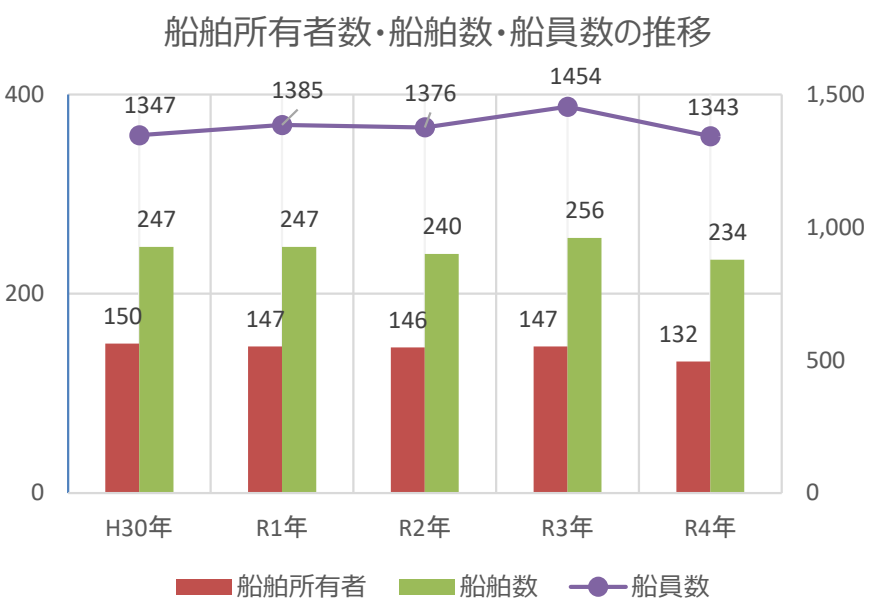

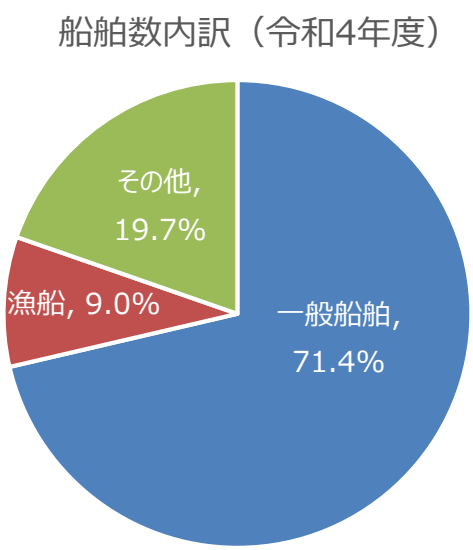

②主な事務処理件数の推移（年度）

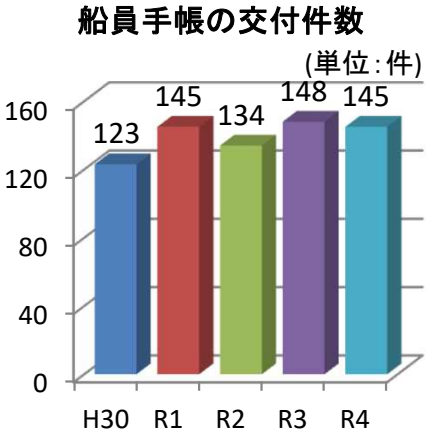

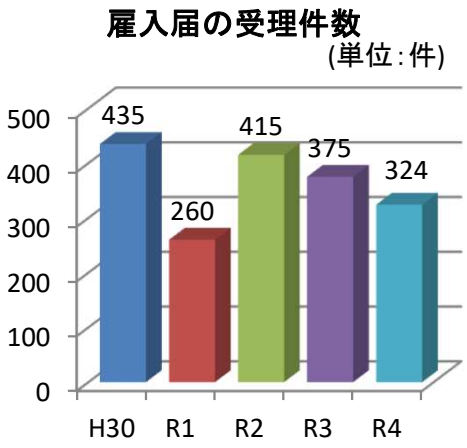

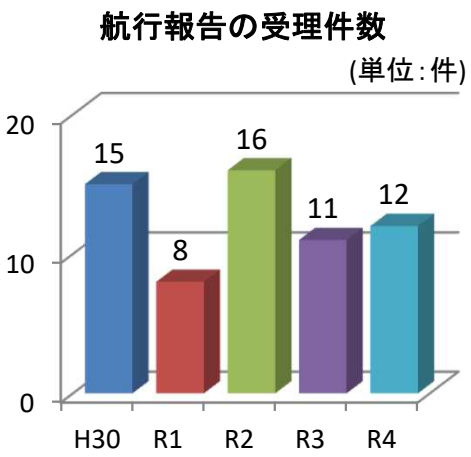

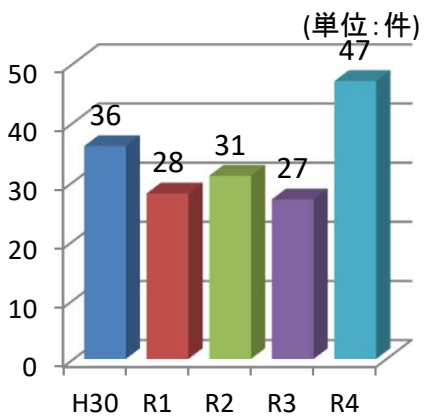

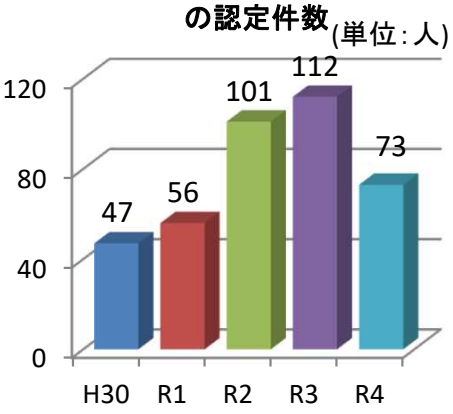

（人数は、新規と更新の合計）

2. 海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務

令和4年度の免許取扱総数は、5,743件（内訳：海技士 485件（8.4%）、小型船舶操縦士 5,258件(91.6%)）である。
主に処理する申請は「更新」で海技士で283件(58.4%)、小型船舶操縦士で4,253件（80.9%）を占めている。

①海技士免許取扱件数の推移（年度）

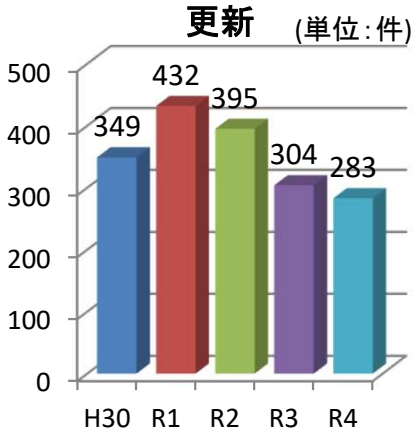

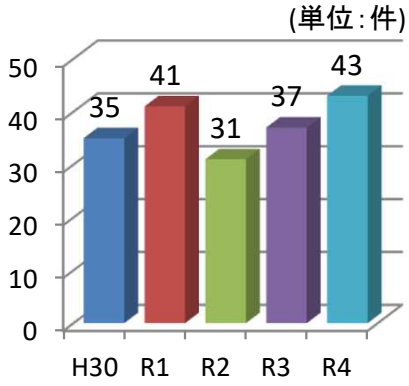

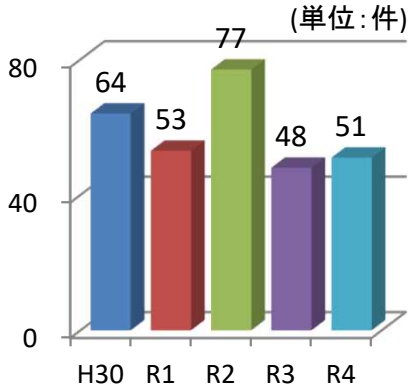

②小型船舶操縦免許取扱件数の推移（年度）

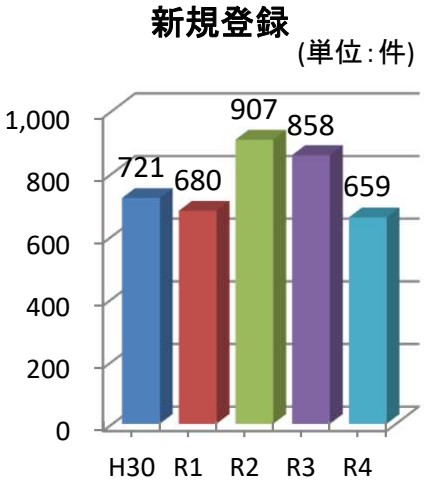

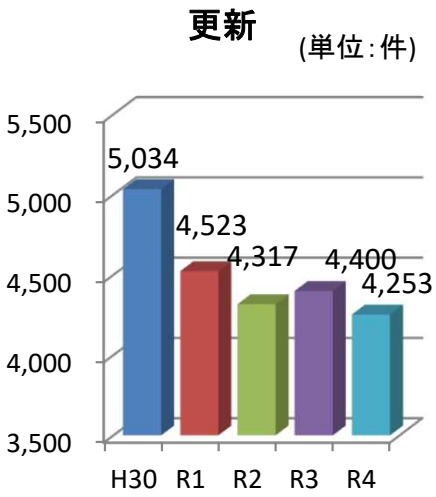

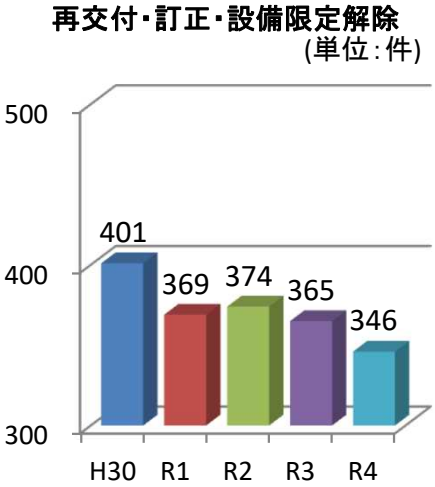

3. 船員職業安定所関係

①新規求人数・求職数の推移（暦年）

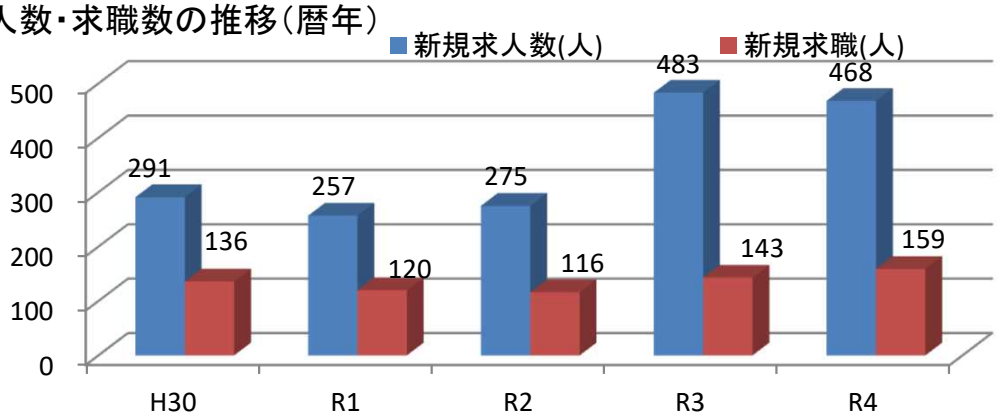

②船員失業保険金支給実績の推移（暦年）

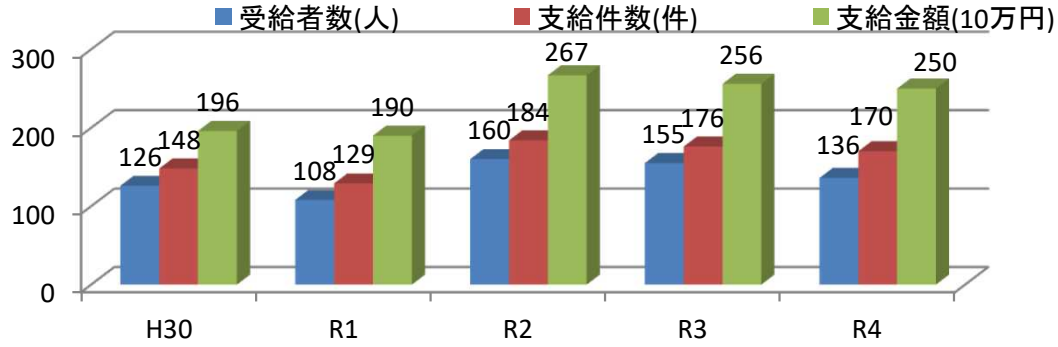

11. 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官の業務は、船員の労働条件の確保、船員災害の防止に関すること及び船舶の安全運航の確保に関すること等であり、船舶監査等を通じて、船員の労働時間の遵守状況や、海技免状等の資格を有している船員を乗り組ませているか等を検査し、船員の労働保護や航海の安全が図られているかを確認している。
また、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため「船舶の運航管理に関する監査及び指導」、「運航事業者が構築した運輸安全マネジメント体制の評価」を実施し、安全運航の確保に努めている。
さらに、年末年始等の多客期において、旅客船等の安全運航に万全を期し未然に事故の防止を図るため、立入点検を行い安全意識の向上に取り組んでいる。

監査船員数

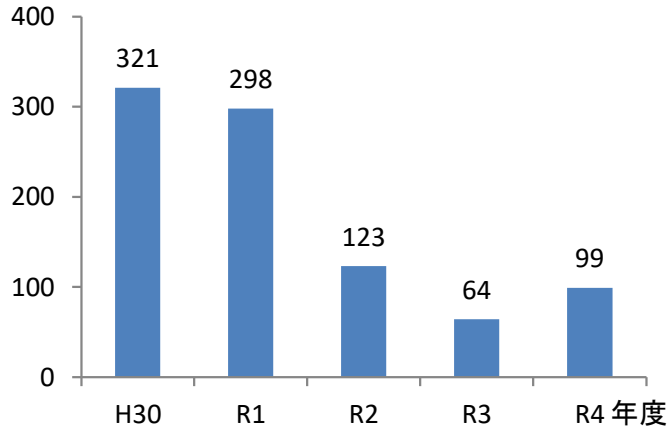

船舶・事業場監査数

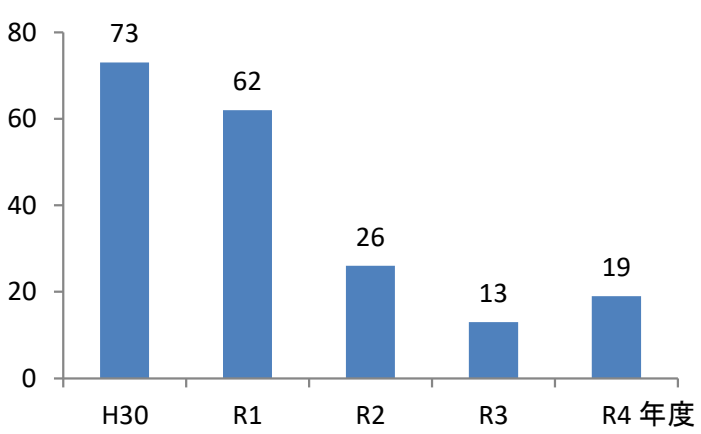

運航管理監査件数

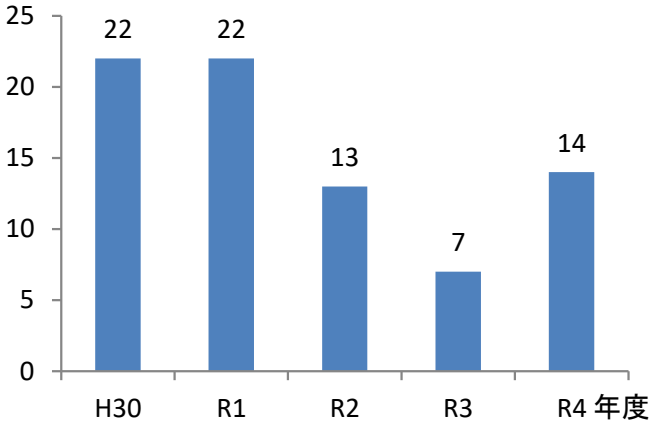

海難・災害監査件数

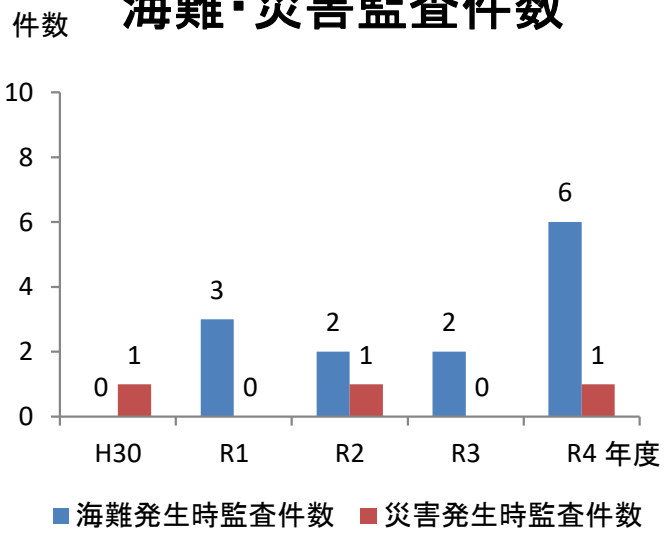

運輸安全マネジメント評価実施事業者数

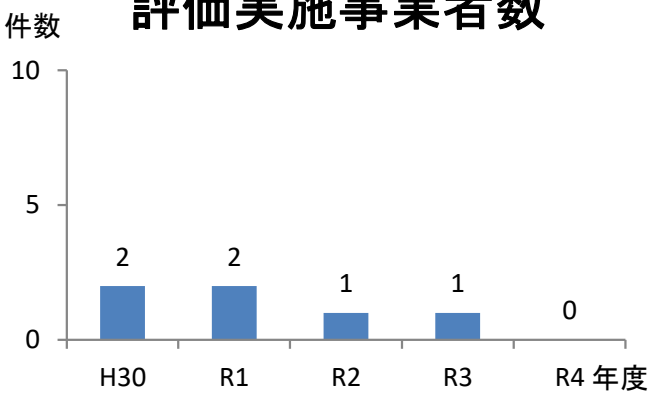

年末年始安全総点検

12. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、構造・設備及び乗組員の資格・当直体制・労働条件等に係る基準を定めた国際条約（SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等）に適合しているかどうかを確認しています。これをPort State Control(寄港国監督、略してPSC）といいます。船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めています。

また、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則（ISMコード）」に基づく船舶の管理体制等及び「国際海事保安コード（ISPSコード）」に基づく船舶の保安要件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっています。

近年、海洋環境保護等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでおり、PSCではこれらの取組の実効性を確保するための検査も実施しています。

2017 年 海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約の発効
2020 年 人の健康や環境への悪影響を低減するため、燃料油中の硫黄分濃度の規制強化
2023 年 船舶からの二酸化炭素の排出を抑制するための新規制の発効

錨鎖孔（ホースパイプ）の検査

排気用のダクト内部の検査

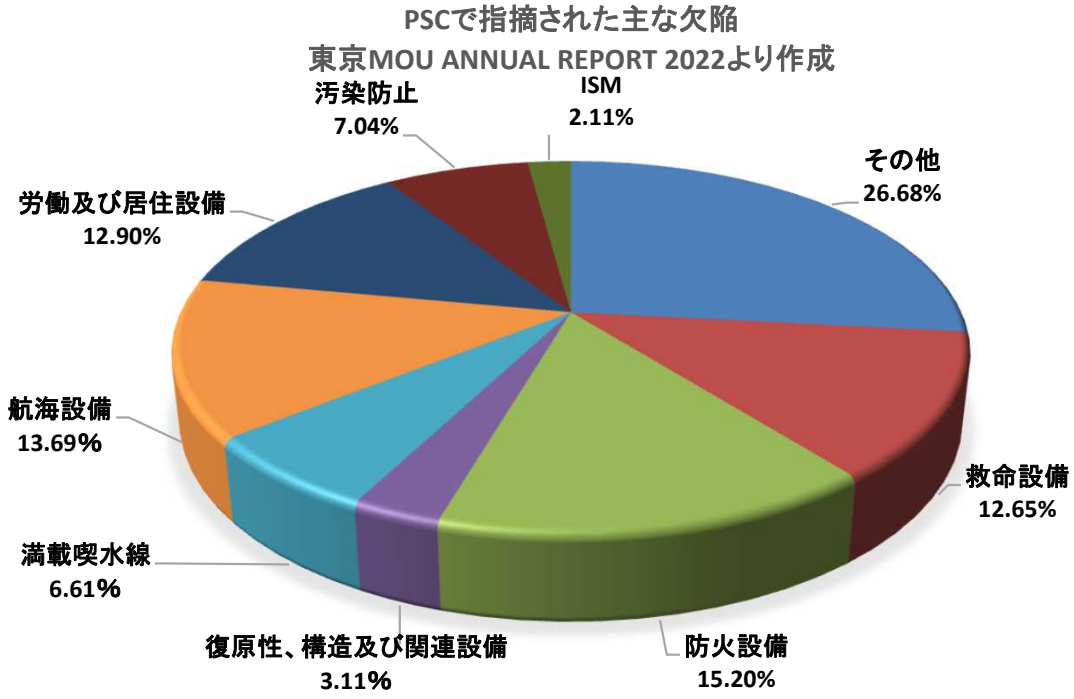

*東京MOU：「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」のこと。メンバーは以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム、メキシコ
(2023年12月末現在)

13. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成１１年４月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成１４年７月１日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、　平成２８年４月１日付けで旧自動車検査独立行政法人（以下「旧検査法人」という）と旧独立行政法人交通安全環境研究所（以下「旧交通研」という）の２法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という）が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ、いわゆる「車検」業務のうち、道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査業務等を実施している。

（1）名称

独立行政法人自動車技術総合機構　九州検査部　熊本事務所

（2）所在地

〒862－0901

熊本市東区東町4丁目14－35　TEL　096－369－3384　　FAX　096－206－1655

（3）業務内容

①自動車検査場における検査･･･道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施

②街頭検査･･･道路や不正改造車が多い地域等で道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施

③上記業務に付帯する業務

（4）組織

本部（東京）――――― 九州検査部（福岡）――――― 熊本事務所

所長 ･･･････････････　主席検査官 ･･･････････････ 検査官 ･･･････････ 検査官補

（5）検査コースの概要

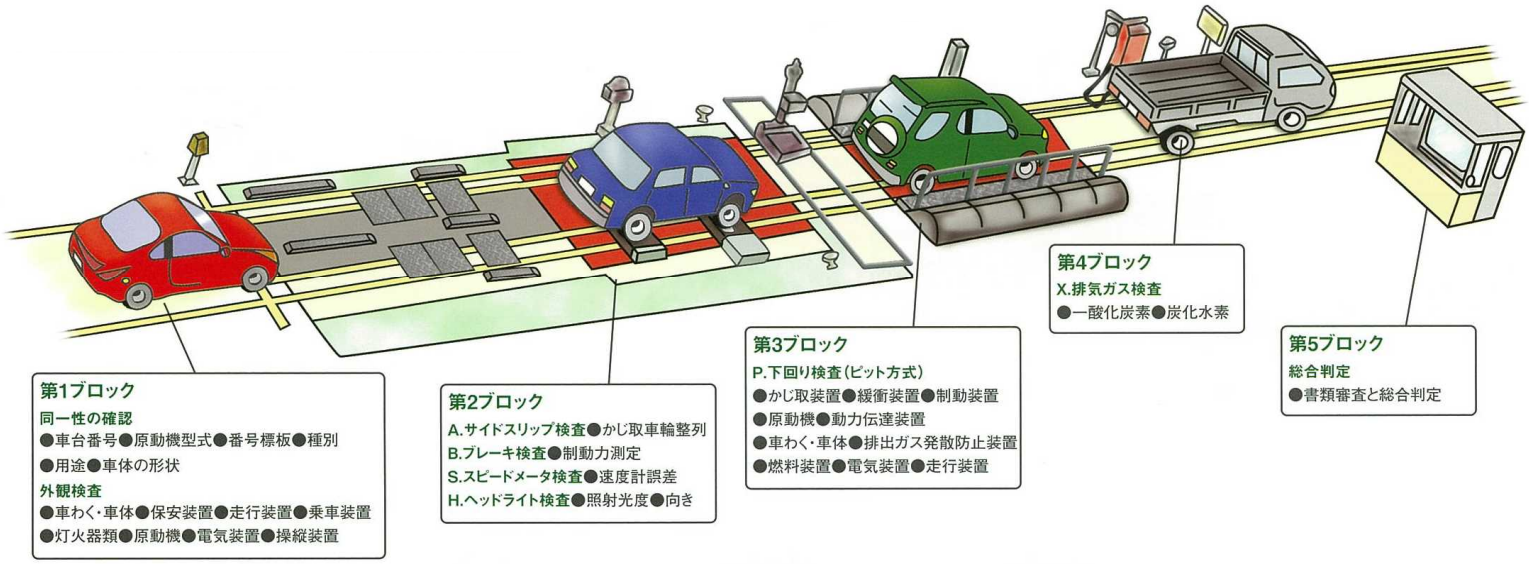

検査場外観

Ⅲ　熊本運輸支局の組織・沿革

1．組織図

【本庁舎】

支局長

【企画調整】１名
- 首席運企官（1）

【総務企画】３名
- 首席運企官（１）
  - 再任用・短（1）

【輸送・監査】８名
- 首席運企官（1）
  - 運企官（3）
  - 首席運企官付（4）

【検査・整備・保安】１２名
- 首席陸技官（1）
  - 陸技官（3）
  - 首席陸技官付（2）
- 首席運企官（1）
  - 運企官（5）
  - 首席運企官付（1）
  - 再任用・短（1）

【自動車技術総合機構】　１５名
- 所長（1）
  - 主席（1）
  - 検査官（3）
  - 係（5）
  - 登録確認調査員（1）

【運航・船舶】２名
- 首席運企官（1）
  - 首席運企官付（1）

【船員】２名
- 首席運企官（1）

【船舶検査官】１名
- 海技官（1）（船舶検査官）

【三角庁舎】

次長

【運航労務監理官】２名
- 首席運企官（1）
  - 運企官（1）

【外国船舶監督官】２名
- 海技官（1）（外船官）
- 運企官（1）（外船官）

本庁舎外観（熊本市東区）

三角庁舎外観（宇城市　三角港湾合同庁舎３Ｆ）

２．熊本運輸支局（陸運関係）の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年　3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年　1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年　8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年　2月	熊本市東町（現在地）に庁舎を新築し移転した。
昭和46年　3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年　4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年　3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年　9月	隣接地（旧中央紡績K.K跡地）7，750㎡を購入した。
昭和55年　3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年　7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年　4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年　3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年　3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成　4年10月	重量計を更新した。
平成13年　1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年　3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年　7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年　2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年　7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年　7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【総務企画部門】
- 総務、人事、会計に関すること
- 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関すること
- 旅行業、倉庫業、鉄道に関すること
- 防災・危機管理に関すること

【輸送部門】
- （旅客、貨物）自動車運送事業に関すること
- 自家用自動車の貸渡に関すること
- 自動車輸送統計に関すること
- 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
- 自動車損害賠償責任保険に関すること
- 自家用自動車の使用に関すること

【登録部門】
- 自動車の登録に関すること
- 検査対象外軽自動車の使用届等に関すること
- 自動車の統計に関すること
- 自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること

【整備部門】
- 自動車の整備事業の指導、監督に関すること
- 自動車の整備・検査に関すること
- 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること
- 運送事業者の安全対策に関すること

3. 熊本運輸支局（海運関係）の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月　運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年　5月　官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年　6月　官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月　登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年　1月　次長制が新設された。
昭和24年　6月　登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年　8月　樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年　1月　牛深出張所が再び開設された。
昭和32年　5月　船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年　7月　水俣分室が開設された。
昭和43年　5月　三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年　4月　本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年　4月　牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年　4月　船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年　7月　運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年　1月　中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年　7月　地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年　4月　三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年　4月　海上運送事業の活性化のための船員法等の 一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年　7月　組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】
・ 内航海運業に関すること
・ 旅客航路事業に関すること
・ 港湾運送事業に関すること
・ 造船業及び舶用工業に関すること
・ 船舶の登録・測度事務に関すること
・ 船舶検査事務に関すること
・ 認定事業場、型式承認に関すること
・ 海事思想の普及に関すること

【船舶検査官】
・ 船舶の検査に関すること
・ ISMの審査に関すること

【船舶測度官】
・ 船舶の登録・測度に関すること

【船員部門】
・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関すること
・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関すること
・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関すること

【運航労務監理官】
・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
・ 船舶の航海の安全に関すること
・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関すること

【外国船舶監督官】
・ 外国船舶の監督に関すること

１．関係法人・団体等一覧表　（陸運関係）　　（令和６年３月現在）

名　　称	代 表 者	郵便番号	所　　在　　地	電　話
独立行政法人自動車事故対策機構　熊本支所	清水　昭	860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6階	096-322-5229
軽自動車検査協会　熊本事務所	福村　剛志	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-5979
一般社団法人　熊本県バス協会	岩﨑　司晃	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ﾋﾞﾙ9階	096-352-9694
公益社団法人　熊本県トラック協会	下川　公一郎	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968
一般社団法人　熊本県タクシー協会		862-0901	熊本市東区東町4-14-31	096-368-4101
熊本県自動車販売店協会	西　治三朗	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-365-0638
一般社団法人　熊本県自動車整備振興会	齊藤　直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合	松田　講成	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-369-4141
一般社団法人　熊本県自動車標板協会		862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-367-1656
一般社団法人　熊本県自家用自動車協会	北澤　卓	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-369-5345
熊本県中古自動車販売協会	満田　和浩	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-369-6011
一般財団法人　日本自動車査定協会　熊本県支所	古庄　雅教	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-369-5123
熊本県軽自動車協会	中江　直紀	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
一般財団法人　九州陸運協会　熊本支部	甲斐　秀保	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-369-2525
一般社団法人　熊本県レンタカー協会	田中　靖士	862-0901	熊本市東区東町4-14-8　熊本県自動車会館内	096-367-3675
一般社団法人　日本自動車連盟　熊本支部	與縄　義昭	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	096-380-9200
一般財団法人　熊本国際観光コンベンション協会	吉丸　良治	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階	096-359-1788
南九州交通共済協同組合	冨田　康方	862-0914	熊本市東区山ノ内1-4-20	096-369-0108
一般社団法人　全国霊柩自動車協会　熊本県支部	瓜生田　孝和	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	096-353-5341
熊本県個人タクシー協会	秦　英房	862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	096-380-2488
熊本県倉庫協会	倉岡　俊弘	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3　九州産交運輸㈱内	096-379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会	牛島　弘一	860-0047	熊本市南区城南町築地624-19　日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人　天草自動車協会	山本　達雄	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人　人吉球磨自動車協会	中川　貴夫	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合	西本　伸介	861-4101	熊本市南区近見7-12-26 吉本ｱﾊﾟｰﾄ201	096-288-1969
熊本県自動車車体整備協同組合	廣田　和重	860-0862	熊本市南区日吉1丁目1－11	096-352-5157

2.　関係法人・関係団体一覧表（海運関係）　　（令和6年2月現在）

名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	竹村　洋一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	竹内　裕希子	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2515
熊本県海運組合	坂田　英雄	松本　円嘉	861-6102	上天草市松島町合津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	増田　好信	木村　和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手　雅夫	高山　眞佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	分造　一義	内田　奈美枝	869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木　喜一	深耕　忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	野口　広己	岩本　泰明	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州センコー(株)内	0966-63-4117
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木　喜一	深耕　忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠﨑　鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州舶用工業会熊本県支部	森内　一		869-3602	上天草市大矢野町上654 (有)森内鉄工所内	0964-56-0207
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	坂田　英雄	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全衛生協議会	坂田　英雄	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本海洋資格センター	中野　隆	住吉　茂幸	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

・周辺図

（熊本本庁舎）

（三角庁舎）

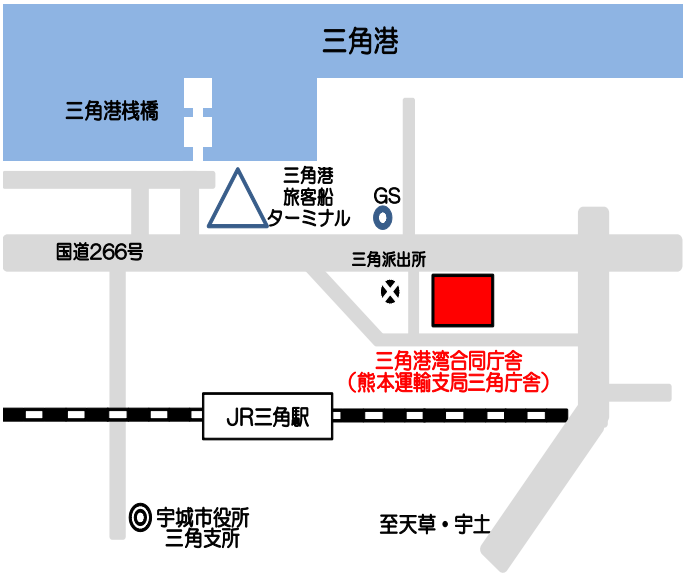

国土交通省　九州運輸局
熊　本　運　輸　支　局

（本庁舎）
〒862-0901　熊本市東区東町４丁目１４番３５号
総 務 企 画 部 門　TEL (096) 369-3188
輸　送　部　門　TEL (096) 369-3155
登　録　部　門　TEL (050) 5540-2086
整　備　部　門　TEL (096) 369-3130
総務企画・輸送　FAX (096) 365-5695
登　録　・　整　備　FAX (096) 369-3301

（三角庁舎）
〒869-3207　宇城市三角町三角浦 1160 番地 20 三角港湾合同庁舎
TEL (0964) 52-2069
FAX (0964) 52-2033
九州運輸局ホームページ　http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/